

令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」

令和2年12月

岩手県



目 次

| | | |
|----|------------------------------|----|
| 第1 | はじめに | 1 |
| 第2 | 「いわての森林づくり県民税」を活用した取組の実績と課題 | 2 |
| 第3 | 森林・林業を取り巻く情勢の変化 | 8 |
| 第4 | いわての森林づくり県民税事業評価委員会による検討と提言 | 14 |
| 第5 | 令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の制度と取組 | 15 |
| 第6 | おわりに | 19 |

【参考資料】

| | | |
|-------|--|----|
| 参考資料1 | ： 令和3年度以降のいわての森林づくり県民税(素案)に係る アンケート調査について | 21 |
| 参考資料2 | ： 事業評価委員会提言 | 39 |
| 参考資料3 | ： いわての森林づくり県民税条例 | 60 |

令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」

第1 はじめに

岩手県では、「すべての県民が森林から様々な恩恵を受けており、森林は公共的な財産である」という観点に立ち、森林の公益的機能を維持、増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、平成18年度に「いわての森林づくり県民税」制度を創設しました。

「いわての森林づくり県民税」は、5年間で1期として実施してきており、令和2年度が第3期の最終年度となっていることから、これまでの取組を評価するとともに、創設以降の本県の森林・林業を取り巻く情勢の変化などを踏まえたうえで、改めて令和3年度以降の制度のあり方を検討することとしました。

このため県では、県民アンケートや県民懇談会を実施し、広く意見を伺ってきたほか、外部有識者等で構成される「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」（以下「事業評価委員会」という。）において、今後の制度のあり方について議論が重ねられ、令和2年3月に「今後もいわての森林づくり県民税を継続し、使途の拡大など施策の充実を図ることが必要」との提言をいただきました。

県では、事業評価委員会の提言を踏まえ、令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」について検討を行い、6月に素案を公表しました。

その後、パブリックコメントや県民アンケートの実施、地域説明会の開催などを通じ、幅広く県民の皆様から素案に対する御意見を伺い、いただいた意見を踏まえて、本書のとおり、令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の制度と取組をまとめました。

第2 「いわての森林づくり県民税」を活用した取組の実績と課題

県では、「いわての森林づくり県民税」を財源として、森林の恵みを、未来へつなぐため、管理が行き届いていない公益上重要な森林を整備してきたほか、県内各地において森林環境を保全する様々な活動への支援を行ってきました。

これらの取組により、管理不十分な森林が着実に解消されるとともに、多くの県民の森林づくりへの参画が進んでいます。

1 税収等の推移

(1) 実績

平成18年に創設した「いわての森林づくり県民税」は、第1期から第3期までの税収が、約102億円となっています。また、取組に賛同する企業や個人の方々からの寄付金と合わせて基金に積み立て、事業の財源として活用してきました。

(2) 課題

県民税の主な事業である「いわて環境の森整備事業」において、事業対象森林の確保が計画どおりに進まなかったことから、令和元年度末の基金残高が約23億3千万円となっており、計画的に事業実施していく必要があります。

〔いわての森林づくり県民税 税収等の推移（平成18年度～令和元年度）〕

（単位：千円）

| 項目・年度 | | 第1期 (H18～H22) | 第2期 (H23～H27) | 第3期 | | | | | 合計 (H18～R1) | |
|------------|---------|------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----|------------------|-------------------|
| | | | | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | | 第3期(H28～R1) |
| 税 収 | (A)+(B) | 3,514,817 | 3,696,878 | 756,280 | 758,349 | 758,605 | 760,609 | | 3,033,843 | 10,245,538 |
| 個人 | (A) | 2,916,391 | 3,024,758 | 602,887 | 605,910 | 605,380 | 606,971 | 未確定 | 2,421,148 | 8,362,297 |
| うち徴収取扱費 | (a) | 202,160 | 169,567 | 31,629 | 31,335 | 30,838 | 30,756 | | 124,558 | 496,285 |
| 法人 | (B) | 598,426 | 672,120 | 153,393 | 152,439 | 153,225 | 153,638 | | 612,695 | 1,883,241 |
| 基金残高〔累計〕 | | 104,672 | 1,119,271 | 1,500,673 | 1,876,397 | 2,253,653 | 2,328,536 | | | |

2 森林整備を中心とした「環境重視の森林づくり」の取組 〔いわて環境の森整備事業〕

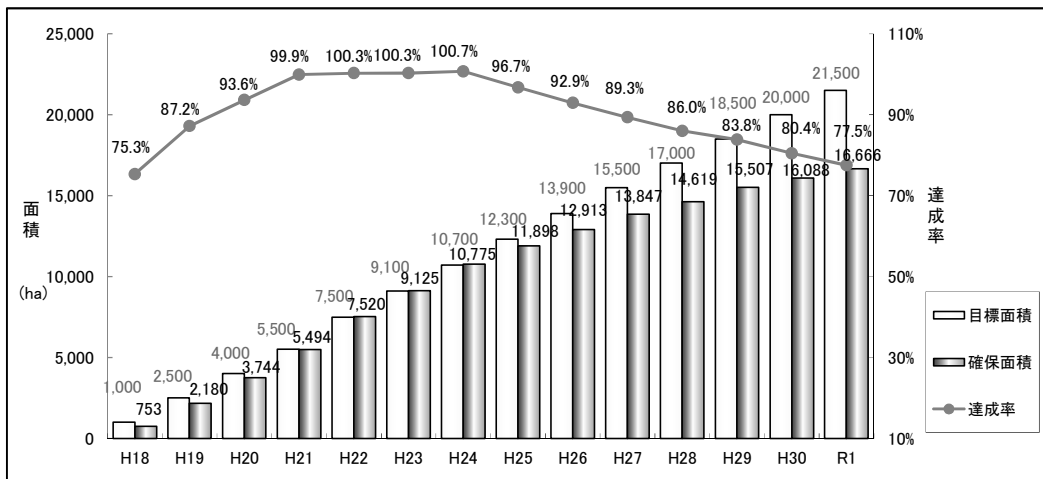
(1) 取組内容

水源涵養や土砂流出防止等の森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、公益上重要で、緊急に整備する必要のある森林について、針葉樹と広葉樹で構成される針広混交林への誘導、松くい虫被害木や枯損木等の除去、ナラ枯れ被害の予防などの取組を実施しています。

(2) 実績

ア 人工林の針広混交林への誘導

いわて環境の森整備事業を開始した平成18年度から令和元年度までの14年間で、公益上重要で緊急に整備する必要がある人工林16,666haにおいて、本数率で概ね5割の強度間伐（混交林誘導伐）を実施し、水源涵養や土砂流出防止等の森林が持つ公益的機能の維持増進を図りました。



〔いわて環境の森整備事業の施工地確保面積の推移〕



〔針広混交林誘導伐の実施状況〕

イ 松くい虫被害木・枯損木等の除去

(7) 松くい虫被害木の除去

平成24年度（第2期）から、松くい虫被害先端地域における被害木除去を事業に追加し、約7haの整備を実施しました。

(イ) アカマツ林の広葉樹林化のための松くい虫枯損木等の除去

平成28年度（第3期）から、松くい虫枯損木等の伐採を事業に追加し、被害まん延地域の景勝地、主要道路及び公共施設の周辺において、約18haの整備を実施しました。



〔松くい虫感染源被害木除去〕



〔アカマツ林の広葉樹林化〕

ウ ナラ枯れ被害の予防のための高齢林の伐採

平成28年度（第3期）から、ナラ枯れ被害に強い若い森林への更新に向け、被害を受けやすい高齢林の伐採を事業に追加し、ナラ枯れ被害の周辺地域において、約21haの整備を実施しました。

(3) 課題

ア 人工林の針広混交林への誘導

公益上重要でありながら、これまで放置されていた森林が着実に整備され、水源涵養^{かん}や土砂流出防止等の公益的機能が発揮されてきているところですが、東日本大震災津波からの復興工事に伴う支障木伐採や近年の国産材需要の拡大に伴う主伐の増加により、間伐等を行う労務が不足していることに加え、施工対象地の奥地化等により、事業対象森林の確保が計画どおりに進んでいない状況です。

これまでに混交林誘導伐が実施できなかった箇所や、手入れが行われず間伐が必要となった箇所などがあることから、管理不十分な森林における公益的機能の維持・増進を図るための森林整備に引き続き取り組む必要があります。

併せて、奥地に残っている公益上重要な森林を適切に管理するための作業道の整備や、整備した森林を適切に管理するための人材育成に取り組む必要があります。

イ 松くい虫被害木・枯損木等の除去

県内の松くい虫被害は拡大傾向にあるため、被害先端地域における被害木の徹底駆除に加え、被害まん延地域では、アカマツ以外の樹種への転換を進めていく必要があります。

ウ ナラ枯れ被害の予防のための高齢林の伐採

ナラ枯れ被害が確認されている区域の周辺地域では、被害を受けやすい高齢のナラ林について、被害木を含めた伐採利用を継続的に進め、被害に強い若い森林へ更新していく必要があります。

エ その他

県内には、人工林の伐採跡地で再生林によらなければ更新が困難な森林が存在していることから、公益的機能の発揮が求められる箇所での植栽を着実に進めていく必要があります。

3 県民理解の醸成などを中心とした「森林との共生」の取組

(1) 取組内容

地域住民や各種団体等が主体的に取り組む森林づくりの活動や森林の手入れを行う人材育成活動を支援することにより、県民の森林づくりへの参画を促進するとともに、森林環境学習や広く県民が利用する施設への県産木材・木製品の整備等を通じ、県民の森林環境保全に対する理解の醸成を図るための取組を実施しています。

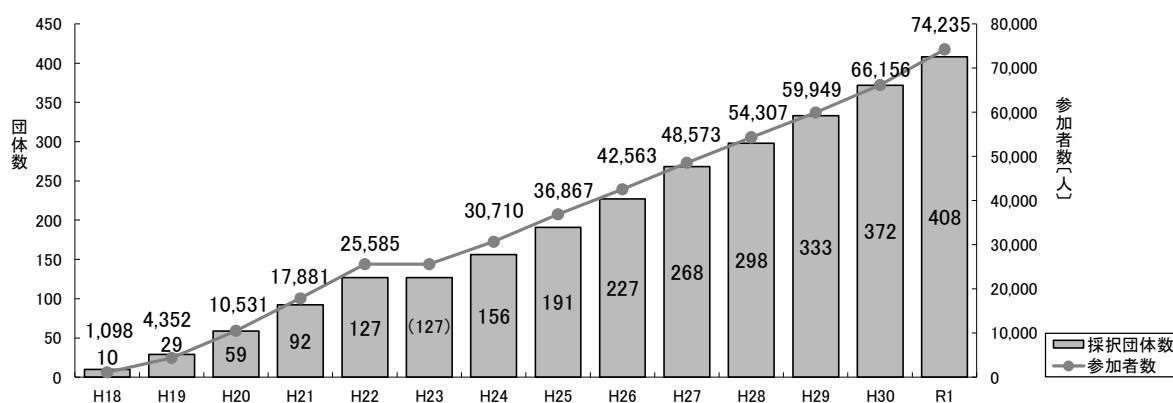
また、本県の森林を良好な状態で次の世代に引き継ぐために不可欠な「森林に対する理解の醸成」に向けて、児童・生徒をはじめ広く県民を対象に森林・林業を学習する機会を提供しています。

(2) 実績

ア 地域住民等が取り組む森林づくり活動の支援 【県民参加の森林づくり促進事業】

地域住民等が取り組む森林づくり活動には、事業を開始した平成 18 年度から令和元年度までの 14 年間（平成 23 年度は東日本大震災津波の影響で休止）で、延べ 408 団体、74,235 人の県民が参画しました。

また、平成 29 年度から新たに、地域住民等が共同で行う森林整備活動の取組を支援する国の「森林・山村多面的機能発揮対策事業」を県民参加の森林づくり促進事業に加え、令和元年度までの 3 年間で、延べ 271 団体が里山林整備活動等を実施しました。



〔県民参加の森林づくり促進事業支援実績〕

イ 児童・生徒等への学習機会の提供 【いわて森のゼミナール推進事業】

児童・生徒を対象に、平成 20 年度から開始した「森林学習会」には、令和元年度までに延べ 254 回、6,418 人が参加したほか、平成 22 年度から開始した地域の自発的な森林環境学習の取組を支援する「森の実践ゼミナール」には、地域の森林づくり活動をリードする指導者や自主的に活動する地域住民など延べ 691 人が参加しました。（令和元年度末実績）



〔地域住民等による植樹の活動〕



〔森林学習会の実施状況〕



ウ 森林の役割や公益的機能などの普及啓発

〔いわての森林づくり普及啓発事業〕

森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、テレビ・ラジオCM、新聞広告、パンフレット等の多様な手法で情報発信し、県民の森林づくりの関心を高めるとともに、「いわての森林づくり県民税」の認知度の向上に努めました。



〔☑ 小学5年生向けガイドブック〕

〔☑ テレビCMの一例(一部拡大)〕

(3) 課題

ア 地域住民等が取り組む森林づくり活動の支援

県民主体の活動が定着していますが、新たな活動の掘り起こしにつながる普及啓発を展開することで、多くの県民に活動を広げていく必要があります。

イ 児童・生徒等への学習機会の提供

「森林学習会」では、児童・生徒から「森林に興味を持った」、「森林について調べたい」などの感想が寄せられ、実施した学校から「来年も実施したい」との要望が寄せられています。

一方、実施している学校の多くは小規模校で参加人数が限られていることから、児童・生徒をはじめとした多くの県民に森林・林業を学習する機会を提供していく必要があります。

ウ 森林の役割や公益的機能などの普及啓発

第2期からの重点事項として、県民税の認知度向上に取り組んできましたが、令和2年8月に実施した県民アンケート調査における「いわての森林づくり県民税」の認知度は、41.4%に留まりました。

目標の70%には届いていないことから、今後、県民等の認知度向上や森林環境保全に対する理解を広く得ていくための取組を強化する必要があります。

4 事業評価委員会の運営

(1) 設置目的

県では、いわての森林づくり県民税の施策の内容を県民に明らかにし、透明性の確保を図るため、納税者である県民や学識経験者等により構成される「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」を設置しています。

(2) 活動実績

事業評価委員会は、年間7回程度の会議を開催し、事業内容の評価のほか、施策に関する提言等を行っています。

【資料】いわての森林づくり推進事業実績

1 事業費

(単位:千円)

| 項目 | H18～H22 | H23～H27 | H28～R1 | 合計 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| いわて環境の森整備事業 | 2,597,083 | 2,868,164 | 1,284,654 | 6,749,901 |
| 県民参加の森林づくり促進事業 | 58,772 | 63,819 | 150,646 | 273,237 |
| いわて森のゼミナール推進事業 | 19,033 | 18,093 | 18,747 | 55,873 |
| いわての森林づくり普及啓発事業 | 13,796 | 10,393 | 25,440 | 49,629 |
| 事業評価委員会運営費 | 11,886 | 8,549 | 7,281 | 27,716 |
| 事業費計 | 2,700,570 | 2,969,018 | 1,486,768 | 7,156,356 |

2 取組状況

| 項目 | | H18～H22 | H23～H27 | H28～R1 | 合計 |
|-----------------|-----------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| いわて環境の森整備事業 | 目標面積 (ha) | 7,500 | 8,000 | 6,000 | 21,500 |
| | 確保面積 (ha) | 7,520 | 6,327 | 2,819 | 16,666 |
| | 箇所数 | 948 | 1,018 | 526 | 2,492 |
| 県民参加の森林づくり促進事業 | 目標数 | 115 | 158 | 156 | 429 |
| | 実施団体数 | 127 | 141 | 140 | 408 |
| | 参加人数(人) | 25,585 | 22,988 | 25,662 | 74,235 |
| 森林山村多面的機能発揮対策事業 | 活動組織数 | — | — | 271 | 271 |
| いわて森のゼミナール推進事業 | 森林学習会 | 67回 2,426名 | 91回 1,843名 | 96回 2,149名 | 254回 6,418名 |
| | 森の実践ゼミナール | 5地域 130名 | 15地域 348名 | 10地域 213名 | 30地域 691名 |
| | | | | | |



第3 森林・林業を取り巻く情勢の変化

1 社会情勢の変化

(1) 森林の持続的な管理がグローバルな目標に位置付け

平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において「持続可能な開発目標（SDGs）」が盛り込まれ、いわての森林づくり県民税の理念でもある森林の持続可能な管理の推進が、グローバルな目標として位置付けられています。



(2) 担い手減少等で適正な森林管理に影響

日本の人口は平成20年をピークに減少傾向を見せており、特に山村では高齢化や人口減少の進行とともに森林・林業を支える担い手の減少が進んでいます。

このため、森林の有する水源涵養^{かん}や土砂流出防止等の公益的機能の維持増進と持続的な発揮に向けた取組の重要性は一層高まっています。

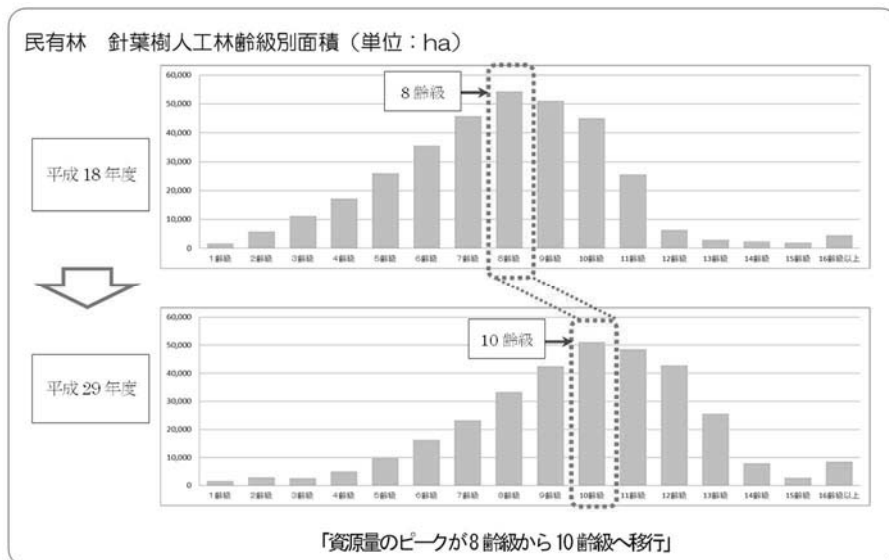
さらに、令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国的な木材需要の減少が懸念されています。県内においても、木材製品の需要低下に伴い、木材生産をはじめ森林の適正な整備や森林資源の循環利用など、様々な分野に影響が及んでいます。

2 森林を取り巻く情勢の変化

(1) 県内の森林資源は本格的な利用期へ

いわての森林づくり県民税がスタートした平成18年度の民有林の人工林の年齢構成は、間伐が必要な8歳級（36～40年生）が最も多く存在していましたが、平成29年度は伐採適期を迎えた10歳級（46～50年生）が最も多く、本県の森林の多くが本格的な利用期を迎えています。

県内の伐採面積は、国産材需要の高まりや高性能林業機械の導入による素材生産体制の強化等により増加基調にあります。民有林の再生林の割合が伐採面積の約4割にとどまっており、更新が図られず未立木地となっている箇所が存在していることから、公益的機能の発揮のため、植栽等による更新を着実に進める必要があります。



(2) 様々な森林被害の増加

ア 気象災害による被害

近年、県内各地では、台風や大雨などにより度重なる災害に見舞われており、災害に強い県土づくりのため、土砂流出防止や水源涵養等の多面的な機能を有する森林の整備と保全が求められていることから、健全な森林を育成していく必要があります。

イ 松くい虫被害

松くい虫被害は、昭和 54 年に一関市で初めて被害が確認されて以降、徐々に被害が北上し、平成 30 年度末時点で、内陸部は一戸町、沿岸部では釜石市まで被害区域が拡大しています。

松くい虫被害量は、平成 20 年以降、減少傾向で推移しているものの、平成 29 年度に初めて被害が確認された一戸町から県北のアカマツ地帯への広がり懸念されることから、監視体制の強化と被害木の徹底駆除が必要となっています。

また、被害の激しい地域では、マツ林を樹種転換し、将来的な感染源を減らすとともに、景観を損ねたり、人身や施設に危害を及ぼす恐れの高い枯損木等を速やかに処理する必要があります。

松くい虫被害発生市町村の推移

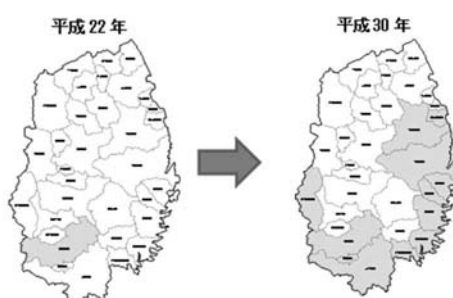


ウ ナラ枯れ被害

ナラ枯れ被害は、内陸部では、平成 22 年に奥州市で初めてが確認されて以降、一関市、平泉町、西和賀町に被害が拡大し、沿岸部では、平成 25 年に大船渡市で被害が確認されて以降、陸前高田市から田野畑村まで被害区域が拡大し、平成 30 年度時点では県内 12 市町村で被害が確認されています。

被害の拡大を防ぐため、被害を受けやすい高齢のナラ林については、積極的に伐採し若返りを図り、被害に強い森林に更新する必要があります。

ナラ枯れ被害発生市町村の推移

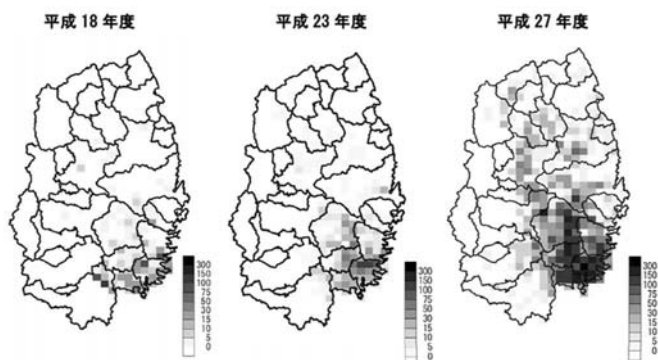


エ シカ被害

ホンシュウジカは、平成 18 年度時点で沿岸南部を中心に生息していましたが、平成 27 年度には秋田県境に位置する一部の市町村を除いた地域で捕獲されていることから、現在では県内のほぼ全域で生息していると考えられます。

植栽後の森林などには、防護柵や忌避剤散布、食害防止チューブの設置などにより、シカによる食害を防ぐための対策を適切に行っていく必要があります。

ホンシュウジカ生息域の推移



【出典】岩手県第 5 次シカ管理計画（岩手県環境生活部自然保護課）より抜粋

オ 林野火災被害

県内の森林では、これまで数年に一度大規模な林野火災が発生してきました。火災の原因は、野焼き、たき火等の人為的な原因が多くを占めています。

農家や入山者などへの注意喚起を徹底し、豊かな森林を林野火災から守っていくため、予防啓発や防火につながる活動を進めていく必要があります。

〔林野火災発生状況〕

(単位：件、ha)

| 年次 | H18 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----|------|--------|-------|-------|--------|-------|
| 件数 | 26 | 46 | 51 | 59 | 44 | 33 |
| 面積 | 4.66 | 146.49 | 28.52 | 10.11 | 423.58 | 57.24 |

3 国の施策の動向

(1) 森林経営管理制度の創設

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進するため、平成 30 年 5 月に「森林経営管理法」が成立し、市町村が仲介役となって経営管理が行われていない森林の所有者と担い手をつなぎ、森林整備を推進する「森林経営管理制度」が平成 31 年 4 月にスタートしました。

(2) 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

市町村が実施する森林整備等の財源として、平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和元年度から、市町村や県に対して「森林環境譲与税」の譲与が開始されています。

県では、「いわての森林づくり県民税」と「森林環境譲与税」の関係性について次のとおり整理していきます。


◆ いわたの森林づくり県民税と森林環境譲与税の関係性について

森林環境の保全に関する施策を実施するいわての森林づくり県民税に対し、森林環境譲与税は、間伐等の森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされているため、両税が対象とする取組を概ね次のように整理します。

① 森林整備（間伐）に係る「いわての森林づくり県民税」と「森林環境譲与税」の対象の比較

下記の表は、県がいわての森林づくり県民税で行う間伐と、市町村が森林経営管理制度のもと森林環境譲与税で行う間伐の考え方の違いを整理したものです。

また、これにより市町村の森林環境譲与税の用途を限定するものではありません。



| 取組内容 | いわての森林づくり県民税の対象 | 森林環境譲与税の対象 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--|-----------------------|-----------------------|---|--|--------------------------|---------------------|-------------------------|--|----------------------------------|--|--|
| 間伐等の森林整備 | 森林経営計画 ^{※1} 又は経営管理権集積計画 ^{※2} が策定されていない公益上重要な人工林において、概ね5割の間伐を実施し、下層の植生を健全なものにするるとともに、針広混交林へ誘導するもの。 | 森林経営管理制度のもと、森林所有者が市町村へ経営管理を委託した森林において、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成等を図るために間伐等の森林整備を実施するもの。 | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>森林の機能別区分</td> <td>森林の経営主体</td> <td>森林所有者</td> <td>市町村 (経営管理権集積計画を作成)</td> </tr> <tr> <td>公益性が高い森林 (生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林など)</td> <td></td> <td>いわての森林づくり県民税 (所有者が管理)</td> <td>森林環境譲与税 (市町村が管理)</td> </tr> <tr> <td>経済性が高い森林 (資源循環利用林など)</td> <td></td> <td>国庫補助事業等 (所有者が、森林経営計画を作成し自ら管理)</td> <td>国庫補助事業等 (意欲と能力のある林業経営体が、市町村から委託を受け管理)</td> </tr> </table> | 森林の機能別区分 | 森林の経営主体 | 森林所有者 | 市町村 (経営管理権集積計画を作成) | 公益性が高い森林 (生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林など) | | いわての森林づくり県民税 (所有者が管理) | 森林環境譲与税 (市町村が管理) | 経済性が高い森林 (資源循環利用林など) | | 国庫補助事業等 (所有者が、森林経営計画を作成し自ら管理) | 国庫補助事業等 (意欲と能力のある林業経営体が、市町村から委託を受け管理) | |
| | 森林の機能別区分 | 森林の経営主体 | 森林所有者 | 市町村 (経営管理権集積計画を作成) | | | | | | | | | | |
| 公益性が高い森林 (生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林など) | | いわての森林づくり県民税 (所有者が管理) | 森林環境譲与税 (市町村が管理) | | | | | | | | | | | |
| 経済性が高い森林 (資源循環利用林など) | | 国庫補助事業等 (所有者が、森林経営計画を作成し自ら管理) | 国庫補助事業等 (意欲と能力のある林業経営体が、市町村から委託を受け管理) | | | | | | | | | | | |
| | |  | | | | | | | | | | | | |

※1 森林経営計画
森林所有者又は委託を受けた者が経営を行う森林について作成する施業（伐採、造林、保育等）及び保護に関する計画

※2 経営管理権集積計画
市町村が森林経営管理制度に基づき、森林所有者から委託を受けた森林について作成する経営管理（伐採、造林、保育等）に関する計画

② 人材育成や木材利用促進等に係る「いわての森林づくり県民税」と「森林環境譲与税」の対象の比較

下記の表は、県が「いわての森林づくり県民税」と「森林環境譲与税」を活用して行う人材育成や木材利用の考え方の違いを整理したものです。

| 取組内容 | いわての森林づくり県民税の対象 | 森林環境譲与税の対象 |
|-------------|---|--|
| 人材育成・担い手の確保 | 県民の森林整備への参加を促すため、新たに森林整備活動を行う個人や団体等を対象に森林施業等の研修活動を行い、ボランティアやNPO等の多様な担い手を育成するもの。 | 林業の担い手を確保するため、林業アカデミーなどにおける林業技術者の育成や、意欲と能力のある林業経営体を育成するもの。 |
| 木材利用の促進 | 木育の推進など、森林環境保全に対する県民理解を醸成するため、木材の活用を進めるもの。  | 県産木材の需要拡大を図るため、住宅や民間商業施設などの建築等において木材の利用を促進するもの。  |

上記のほか、県では、両税の取組に付帯する普及啓発に加え、「いわての森林づくり県民税」により松くい虫被害やナラ枯れ被害の対策などに取り組んでいます。

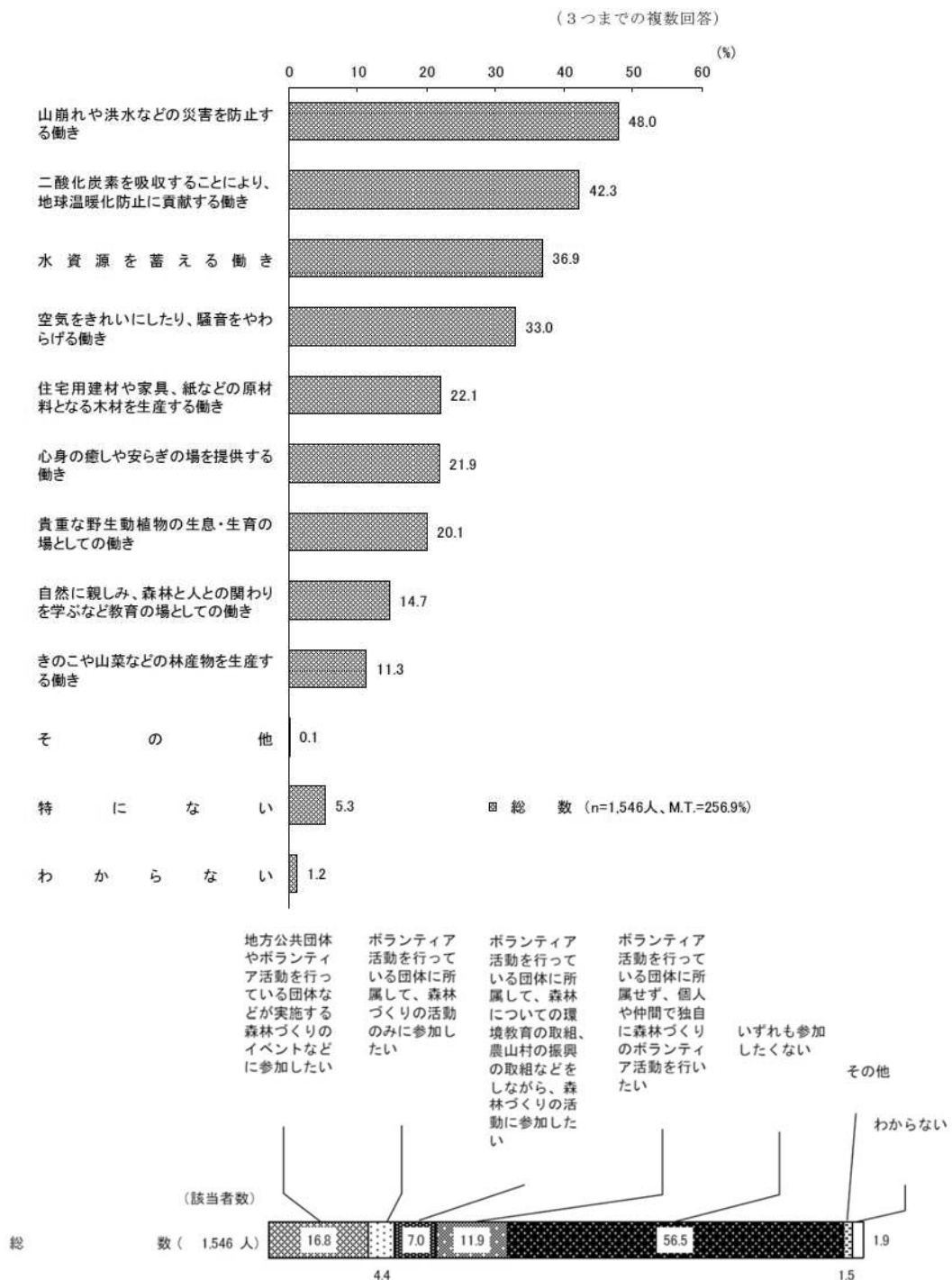
4 森林に対する国民の意識

内閣府が令和元年10月に行った「森林と生活に関する世論調査」では、森林に期待する働きとして、48%の方が「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」、次いで42%の方が「二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止に貢献する働き」を選択しています。

一方、森林づくりのボランティア活動については、57%が「参加したくない」と回答しており、森林に対する関心の低さも伺えます。

本県の豊かな森林環境を県民みんなで支えていくためには、県民が森林づくり活動へ進んで参画する働きかけを行う必要があります。

内閣府「森林と生活に関する世論調査」結果（令和元年10月）



5 県民・市町村の意向

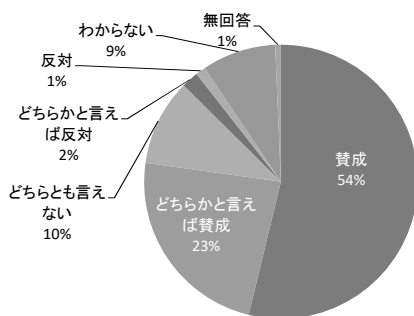
令和2年8月に実施した「令和3年度以降のいわての森林づくり県民税(素案)に係るアンケート調査」では、約8割の県民から本県民税の継続に賛成と回答いただいたほか、森林に対する地球温暖化防止や災害を軽減する働きへの期待や、公益的機能の維持・増進や持続的な発揮のために「森林環境を保全する植栽」や「気象被害等を受けた森林の整備」が特に重要との意見が多く寄せられました。令和3年度以降も県民税が継続する場合の期間については、5割を超える方が現状と同じ5年でよいと回答し、課税額については、7割の方が現状と同じ年間1,000円でよいと回答しました。

また、令和元年9月に実施した「いわての森林づくりに係る市町村アンケート調査」では、約9割の市町村が継続に賛成と回答しています。

○ 令和3年度以降のいわての森林づくり県民税(素案)に係るアンケート(抜粋)

(調査対象者2,000人、回答数766)

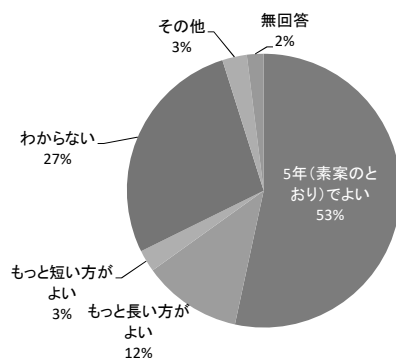
【継続について】



Q 現在の「いわての森林づくり県民税」を令和3年度以降も継続することについて、どう思いますか。

- ①現在の「いわての森林づくり県民税」を令和3年度以降も継続することについて、「賛成」又は「どちらかと言えば賛成」とした者は回答者の77.3%
- ②「反対」又は「どちらかといえば反対」とした者は3.2%
- ③「わからない」が8.7%

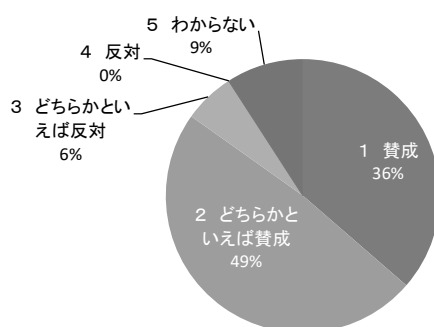
【期間について】



Q 令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の事業に必要な課税期間を、これまでと同様に5年とすることについてどう思いますか。

- ①「5年(素案のとおり)でよい」とした者は回答者の53.4%
- ②「もっと長い方がよい」とする者のうち、最も多い回答は「10年以上20年未満」の58人で、全回答者の7.6%

○ 市町村アンケート(抜粋)



Q 現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続するとした場合、どう思いますか。

【主な意見(抜粋)】

- ・ 森林環境譲与税をもってこれまで県民税を活用して実施してきた事業を行うことは、予算的に十分ではなく、専門的知識をもつ職員が不足している市町村では対応が困難。
- ・ 岩手県の森林整備の促進のためには、既存の事業と森林環境譲与税を活用した新規事業を並行して行うことが必要のため、今後も「いわての森林づくり県民税」を存続させ、県民税を活用した事業を継続的に行うよう要望する。

第4 いわたの森林づくり県民税事業評価委員会による検討と提言

いわたの森林づくり県民税事業評価委員会では、これまでの取組の評価を行うとともに、県民アンケート調査の結果、県民や県議会の意見に加え、森林・林業を取り巻く最近の情勢等を踏まえ、令和3年度以降の「いわたの森林づくり県民税」の基本的方向について検討を重ね、令和2年3月に次の趣旨の提言をいただきました。

1 取組の方向

本県の森林の公益的機能を維持・増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、緊急に整備が必要な森林を解消するための取組と県民の理解を醸成するための取組を引き続き進めるとともに、持続可能な森林整備等の新たな課題に対応していくため、今後も「いわたの森林づくり県民税」を継続し、用途の拡大など施策の充実を図ることが必要。

2 課税期間及び負担額等

森林環境の保全に関する施策を充実させるため、現行と同じ課税負担額、課税期間とするとともに、基金残高の活用を図ることが必要。

(個人：年間1,000円、法人：資本金の額に応じ年間2,000円から80,000円、期間5年)

3 基本的な考え方と施策の方向

本県民税の目的を継承するため、これまでの施策を更に充実させて展開することが必要。

(1) 「環境重視の森林づくり」

緊急に整備が必要な森林の早期解消を図るとともに、主伐面積の増加や大雨災害の多発など森林を取り巻く情勢の変化に対応するための取組の拡充が必要。

〔具体の施策〕

- ・公益上重要な人工林の針広混交林への誘導
- ・森林環境を保全する植栽
- ・森林病害虫対策
- ・気象災害を受けた森林の復旧 **新規**
- ・獣害対策 **新規**
- ・林野火災対策 **新規**
- ・公益林の整備や管理を行う路網整備 **新規**

(2) 「森林との共生」

県民の森林に対する関心を高め、森林環境保全に対する県民の参画と理解を進める観点から、木材利用の促進につながる取組や、地域の森林整備を進める人材の育成などの取組の拡充が必要。

〔具体の施策〕

- ・地域住民等が取り組む森林づくり活動
- ・木材利用、木育の推進
- ・森林環境学習の展開
- ・普及啓発の強化
- ・地域の森林整備活動を推進する人材育成 **新規**

(3) 情勢の変化への対応

森林を取り巻く情勢の変化に対応するため、具体の施策を柔軟に見直していくことが必要。

『「いわたの森林づくり県民税」の今後の基本的方向について』(令和2年3月)を要約

第5 令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の制度と取組

県では、いわての森林づくり県民税事業評価委員会からの提言を踏まえ、県民の共通財産である森林を次の世代に良好な状態で引き継いでいくため、令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」について取りまとめた素案を6月に公表しました。

その後、パブリックコメントやアンケート調査の実施、地域説明会の開催などを通じ、素案に対する御意見を広く県民の皆様から伺い、いただいた意見を踏まえて、次のとおり令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の制度と取組をまとめました。

1 いわての森林づくり県民税の制度

(1) 制度の継続

本県の森林を良好な状態で次の世代に引き継ぐため、緊急に整備が必要な森林の解消に向けた取組を進めていくとともに、持続可能な森林整備等の新たな課題への対応が求められています。

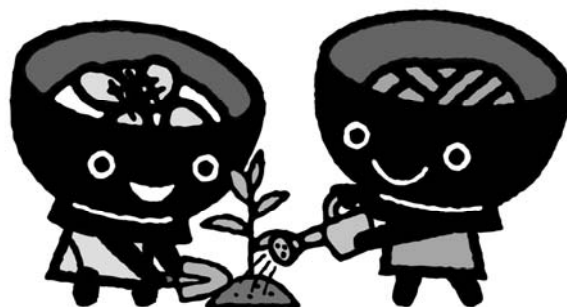
このため、令和3年度以降も「いわての森林づくり県民税」の制度を継続し、用途の拡大など施策の充実を図りながら、引き続き森林環境の保全に関する取組を実施していきます。

(2) 課税負担額、課税期間

「令和3年度以降のいわての森林づくり県民税(素案)に係るアンケート調査」では、今後も「いわての森林づくり県民税」の制度を継続する場合、課税負担額について7割の方が現状と同じ年間1,000円でよいと回答しており、その期間については、5割を超える方が現状と同じ5年でよいと回答しています。

「いわての森林づくり県民税」の制度は、県民の皆様の御理解と御協力の上で成り立つ制度であることを踏まえ、現行制度と同じ課税負担額・課税期間とします。

- 課税負担額 個人：1,000円 /年間
法人：資本金に応じ2,000円～80,000円 /年間
- 課税期間 5年



2 いわたの森林づくり県民税の取組

本県の森林の有する公益的機能の維持・増進や持続的な発揮のため、「いわたの森林づくり県民税」を活用し、引き続き「環境重視の森林づくり」と「森林との共生」を図る取組を展開していきます。

「環境重視の森林づくり」では、公益上重要な人工林の針広混交林への誘導、森林病虫害の防除対策を引き続き実施するほか、森林環境を保全する植栽を拡充するとともに、新たに、気象被害等を受けた森林の整備や、公益上重要な森林の整備や管理のための作業道の整備を支援していきます。

「森林との共生」では、地域住民等が取り組む森林づくり活動の支援を継続するとともに、木育の推進や公益的機能の維持・増進に繋がる県産木材の活用、森林環境学習の展開、県民理解の醸成に向けた普及啓発について取組を強化していきます。加えて、地域の森林整備活動を推進する人材育成に新たに取り組んでいきます。

また、取組については、情勢の変化に伴う課題に速やかに対応できるよう、期間の途中においても必要に応じて見直していきます。

なお、第3期の基金残高については、第3期までに実施できなかった管理不十分な森林の公益的機能の維持・増進を図るため、混交林誘導伐の計画的な実施に活用していきます。

(1) 「環境重視の森林づくり」の取組

ア 公益上重要な人工林の針広混交林への誘導

【ポイント】

- 針葉樹と広葉樹の入り混じった森林に誘導する「混交林誘導伐」を実施

【内容】

- ・ 公益上重要で緊急に整備が必要な人工林について、水源涵養や土砂流出防止など森林の公益的機能の維持増進を図るため、引き続き、針葉樹と広葉樹の入り混じった森林に誘導する「混交林誘導伐」を実施します。 **【継続】**

イ 森林環境を保全する植栽

【ポイント】

- 公益上重要な伐採跡地への植栽や保育に係る支援を拡大
- 花粉の少ないスギ等の苗木の安定供給に必要な採種園等の整備を追加
- 植栽木を守るための柵の設置等の支援を追加

【内容】

- ・ 公益上重要で早急に更新が必要な伐採跡地の解消を図るため、適切な植栽や保育などを支援します。 **【拡充】**
- ・ 花粉の少ない森林への転換を促進するため、花粉の少ないスギなどの苗木の安定供給に必要な採種園等を整備します。 **【新規】**
- ・ いわたの森林づくり県民税事業で植栽した箇所 of 適切な成林を図るため、シカ等の獣害から植栽木を守るための柵の設置等を支援します。 **【新規】**

ウ 森林病害虫の防除対策

【ポイント】

- アカマツ林の樹種転換や高齢ナラ林の更新（若返り）を実施

【内容】

- ・ 松くい虫被害やナラ枯れ被害が拡大していることから、被害に強い森林づくりを進めるため、引き続き、アカマツ林の樹種転換や高齢ナラ林の更新（若返り）を支援します。 [継続]

エ 気象被害等を受けた森林の整備

【ポイント】

- 個人での復旧が困難な森林の被害木の除去等を追加
- 倒木のおそれのある枯死木等の伐倒処理を追加
- 林野火災予防啓発活動の展開を追加

【内容】

- ・ 台風や大雪等の気象被害を受け、個人では復旧が困難な森林において、公益的機能の回復を図るため、被害木の除去等を支援します。 [新規]
- ・ 倒木等による人身被害や施設損壊等の二次的被害を防ぐため、倒木のおそれのある枯死木等の伐倒処理を支援します。 [新規]
- ・ 林野火災から県民共通の財産である森林を守るため、県民に対する予防啓発活動を展開するとともに、地域で取り組む防火活動を支援します。 [新規]

オ 公益上重要な森林の整備や管理のための作業道の整備

【ポイント】

- 公益上重要な森林の整備や管理に必要な作業道開設等の支援を追加

【内容】

- ・ 公益上重要な未整備森林が奥地化していることから、混交林誘導伐や伐採跡地への植栽などの作業や管理に必要な作業道等の開設・補修を支援します。 [新規]

(2) 「森林との共生」の取組

ア 地域住民等が取り組む森林づくり活動

【ポイント】

- 地域住民や団体等が主体的に取り組む活動の支援を継続

【内容】

- ・ 県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画を促進するため、引き続き、地域住民や団体等が主体的に取り組む「森林を守り育てる活動」、「森林を学び活かす活動」、「里山等を保全する活動」等を支援します。 [継続]

イ 木育の推進や公益的機能の維持・増進につながる県産木材の活用

【ポイント】

- 県産木材を活用した取組を拡大

【内容】

- ・ 幼児や児童・生徒をはじめとする多くの県民が木との触れ合いを通じて、木材利用の意義や森林づくりの大切さの理解を深め、豊かな森林資源に恵まれた岩手で暮らす魅力を実感できるよう、県産木材を活用した製品の設置や内装の木質化など、木材の温もりや心地よさを身近に感じることができるような取組を進めます。

【拡充】

ウ 森林環境学習の展開

【ポイント】

- 森林公園等の森林環境教育の拠点機能強化を追加

【内容】

- ・ 県民の森林・林業に対する理解を醸成するため、児童生徒をはじめ広く県民を対象として、多様な森林環境学習の機会を引き続き提供します。【継続】
- ・ 森林との触れ合いや学ぶ機会を幅広い年齢層に提供するため、森林公園等において、木製遊具や遊歩道の整備などを進め、森林環境教育の拠点としての機能を強化します。

【拡充】

エ 普及啓発の強化

【ポイント】

- 本県開催の全国植樹祭を契機とした情報発信の強化等

【内容】

- ・ 森林環境保全に対する県民意識の醸成を図るため、森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、引き続き多様な手法で情報を発信します。【継続】
- ・ 森林・林業の役割や重要性等の県民理解を深めるため、本県で開催する第73回全国植樹祭や関連する取組を通して、「森林づくり」や「いわての森林づくり県民税」等の情報を発信します。

【拡充】

オ 地域の森林整備活動を推進する人材育成

【ポイント】

- 地域の森林整備活動を推進する人材育成を追加

【内容】

- ・ 環境の森整備事業などの「環境重視の森林づくり」や、県民参加の森林づくり促進事業などの「森林との共生」を目的とした森林整備活動を進めるため、専門的な知識や経験を有し、地域に根ざして関係者の合意形成や連携、調整を図る人材を育成します。

【新規】

第6 おわりに

いわての森林づくり県民税は、平成18年の制度創設以来、十分に管理が行われない森林を整備し、森林が持つ公益的機能を回復させるための取組や、地域住民などが主体となった森林を守り育てる活動などへの支援を行ってきました。

これまでの取組により、未整備森林の解消が図られるとともに、県民の皆様が森林の果たしている役割とその重要性についての理解を深め、森林を保全する機運が醸成されてきています。

一方で、伐採後に更新が図られなかった未立木地が存在していることから、公益的機能の発揮のため、植栽等による更新を進める必要があるなど、森林・林業を取り巻く情勢は、県民税の制度創設から15年間で大きく変化してきており、新たな課題にも対応していく必要があります。

加えて、近年、全国各地では、台風や豪雨等による災害が頻発しており、山地災害防止をはじめとする公益的機能の維持・増進を図る観点から、森林の整備・保全はますます重要となっています。

このような中、森林がもたらす多くの恩恵をより良い形で次の世代に引き継ぐため、令和3年度以降も「いわての森林づくり県民税」を継続し、公益上重要な人工林や伐採跡地の整備、病虫害・気象被害を受けた森林の整備を実施するとともに、県民参加による森林環境保全の取組や森林の重要性等の理解醸成、県産木材の活用などを通じて、森林の公益的機能の維持・増進に努めていきます。

令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」素案に係る アンケート調査結果について【概要版】

1 調査目的

令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」素案の公表に合わせて、「いわての森林づくり県民税」の取組をより効果的な内容とすることを目的に、令和2年7月～8月にかけて一般県民、法人、森林所有者を対象としたアンケート調査を実施しました。

2 調査概要

| アンケート調査の別 | 調査対象 | 調査対象者 | 抽出方法 | 回答数 (回収率) |
|-----------|-------------------|--------|-----------------------|------------------|
| 県民調査 | 岩手県内に居住する20才以上の男女 | 2,000人 | 選挙人名簿等から無作為抽出 | 766 (38.3%) |
| 法人調査 | 岩手県内に事務所を置く法人等 | 500社 | 岩手会社年鑑から無作為抽出 | 224 (44.8%) |
| 森林所有者調査 | 岩手県内に森林を所有する者 | 1,000人 | 森林組合が保有する組合員名簿から無作為抽出 | 485 (48.5%) |
| 合計 | | 3,500通 | | 1,475 (42.1%) |

3 調査結果の概要

(1) 施策の方向性に関して

ア 現行の仕組みや用途の継続について

現行の取組を今後も継続することに「賛成」又は「どちらかと言えば賛成」とした割合は、県民77.3%、法人76.3%、森林所有者82.9%であった。

イ 令和3年度以降継続する場合の期間について

「現状（5年）のままでよい」とした割合は、県民53.4%、法人57.1%、森林所有者61.9%であった。

ウ 令和3年度以降継続する場合の負担割合について

「現状（1,000円）のままでよい」とした割合は、県民70.0%、法人60.3%、森林所有者70.9%であった。

(2) 具体的な施策に関して

ア 「環境重視の森林づくり」の取組について、本県の森林の有する公益的機能の維持・増進や持続的な発揮のため、特に重要と思われるものはどれか

環境を保全する植栽、気象被害等を受けた森林の整備、道路整備の取組が、県民、法人、森林所有者において上位となった。

イ 「森林との共生」の取組について、県民の森林環境保全に対する理解醸成を図るため、特に重要と思われるものはどれか

人材育成、県産木材の活用、森林づくり活動への支援の取組が、県民、法人、森林所有者において上位となった。

4 主な調査結果

- ① 「環境重視の森林づくり」の取組について、本県の森林の有する公益的機能の維持・増進や持続的な発揮のため、特に重要と思われるものはどれですか。あてはまるものを全てお選びください。 [単位：％]

| | 県民 | 法人 | 森林所有者 |
|--------------------------|------|------|-------|
| 1 人工林の針広混交林への誘導 | 26.9 | 30.8 | 42.5 |
| 2 森林環境を保全する植栽 | 67.4 | 65.6 | 63.5 |
| 3 森林病虫害の防除対策 | 44.0 | 42.4 | 38.1 |
| 4 気象被害等を受けた森林の整備 | 56.5 | 57.6 | 37.9 |
| 5 公益上重要な森林の整備や管理のための道路整備 | 36.2 | 39.3 | 52.0 |
| 6 無回答 | 4.4 | 3.1 | 4.5 |

環境を保全する植栽、気象被害等を受けた森林の整備、道路整備の取組が、県民、法人、森林所有者において上位となった。

- ② 「森林との共生」の取組について、県民の森林環境保全に対する理解の醸成を図るため、特に重要と思われるものはどれですか。あてはまるものを全てお選びください。 [単位：％]

| | 県民 | 法人 | 森林所有者 |
|--------------------------------|------|------|-------|
| 1 地域住民等が取り組む森林づくり活動への支援 | 47.4 | 37.9 | 52.8 |
| 2 木育の推進や公益機能の維持・増進につながる県産木材の活用 | 43.1 | 53.1 | 57.7 |
| 3 森林環境学習の展開 | 46.3 | 41.1 | 36.5 |
| 4 普及啓発活動の強化 | 31.9 | 28.6 | 29.9 |
| 5 地域の森林整備活動を推進する人材育成 | 51.2 | 49.1 | 55.9 |
| 6 無回答 | 5.2 | 3.1 | 6.0 |

人材育成、県産木材の活用、森林づくり活動への支援の取組が、県民、法人、森林所有者において上位となった。

- ③ 令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の課税期間を、これまでと同様に5年（令和7年度まで）とすることについて、どう思いますか。 [単位：%]

| | 県民 | 法人 | 森林所有者 |
|-----------------|------|------|-------|
| 1 5年（素案のとおり）でよい | 53.4 | 57.1 | 61.9 |
| 2 もっと長い方がよい | 11.7 | 8.5 | 14.0 |
| 3 もっと短い方がよい | 2.6 | 1.8 | 3.1 |
| 4 わからない | 27.4 | 29.9 | 16.7 |
| 5 その他 | 2.9 | 2.2 | 1.9 |

課税期間をこれまでと同様に5年でよいとする者は、県民53.4%、法人57.1%、森林所有者は61.9%であった。

- ④ 現在の「いわての森林づくり県民税」を令和3年度以降も継続することについて、どう思いますか。 [単位：%]

| | 県民 | 法人 | 森林所有者 |
|-------------------|------|------|-------|
| 1 賛成 | 53.9 | 36.6 | 53.6 |
| 2 どちらかと言えば賛成 | 23.4 | 39.7 | 29.3 |
| 3 どちらかと言えば反対 | 2.0 | 4.5 | 2.7 |
| 4 反対 | 1.2 | 1.3 | 2.5 |
| 5 どちらとも言えない・わからない | 18.9 | 17.0 | 10.3 |

現行の取組を今後も継続することに賛意を示す者は、「どちらかと言えば賛成」を含めると、県民77.3%、法人は76.3%、森林所有者は82.9%であった。
なお、反対とした者は、県民3.2%、法人5.8%、森林所有者5.2%であった。

- ⑤ 令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の事業に必要な課税負担額を、これまでと同様に1人あたり年1,000円とすることについてどう思いますか。 [単位：%]

| | 県民 | 法人 | 森林所有者 |
|-----------------------------------|------|------|-------|
| 1 1人あたり1,000円でよい (県民税均等割額の10%) | 70.0 | 60.3 | 70.9 |
| 2 もっと高くても良い | 5.6 | 1.8 | 9.1 |
| 3 もっと安い方がよい | 5.9 | 10.3 | 4.1 |
| 4 わからない | 15.3 | 23.2 | 12.6 |
| 5 その他 | 2.2 | 3.6 | 1.2 |

※ 法人の設問「これまでと同様に県民税均等割額の10%相当（資本金の額に応じて年額2,000円～8万円）とすることについて、どう思いますか。」

課税負担額をこれまでと同様に1,000円(法人にあっては、県民税均等割額の10%相当)でよいとする者は、県民70.0%、法人60.3%、森林所有者70.9%であった。

- ⑥ 「いわての森林づくり県民税」を導入していること（個人で年額1,000円を納めていること）を知っていましたか。 [単位：%]

| | 県民 | 法人 | 森林所有者 |
|----------------------------|------|------|-------|
| 1 知っている | 7.6 | 8.0 | 31.8 |
| 2 名称、税額を知っているが、使い道はよくわからない | 15.4 | 21.4 | 27.2 |
| 3 名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない | 18.4 | 29.5 | 16.3 |
| 4 名称、税額、使い道ともに知らない | 57.4 | 41.1 | 22.3 |

※ 法人の設問「岩手県が県民税均等割額の10%相当（資本金の額に応じて年額2,000円～8万円）を納めていることを知っていましたか。」

県民税導入の認知度は、「名称を知っている」までを含め、県民41.4%、法人58.9%、森林所有者75.3%であった。

令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」素案に係る
アンケート調査結果について [令和2年8月]
(対象:一般県民2,000人)

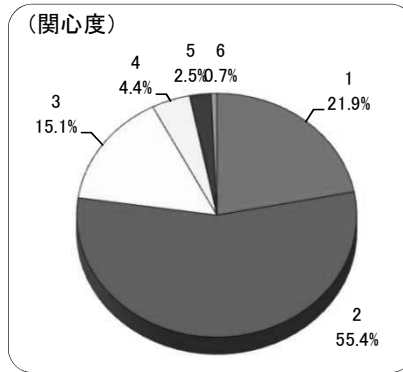
- (1) 調査対象 県内に居住する20歳以上の男女個人
- (2) 調査対象者数 2,000人
- (3) 抽出方法 選挙人名簿等から無作為抽出
- (4) 調査方法 設問票によるアンケート調査(郵送法)
- (5) 調査時期 平成27年7～8月
- (6) 回収結果 回収率 38.3% 766/2000人

| 回答者属性 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|------|-----------|------|-----------|------|--|------|------------|------|--------------|------|-------|------|--------|------|-------|-----|---|
| <p>(性別)</p> <table border="1"> <tr><td>1 男性</td><td>325人</td></tr> <tr><td>2 女性</td><td>389人</td></tr> <tr><td>3 無回答</td><td>52人</td></tr> </table> | 1 男性 | 325人 | 2 女性 | 389人 | 3 無回答 | 52人 | <p>(性別)</p> | | | | | | | | | | | | |
| 1 男性 | 325人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 女性 | 389人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 無回答 | 52人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(年代)</p> <table border="1"> <tr><td>1 10代</td><td>4人</td></tr> <tr><td>2 20代</td><td>34人</td></tr> <tr><td>3 30代</td><td>55人</td></tr> <tr><td>4 40代</td><td>101人</td></tr> <tr><td>5 50代</td><td>117人</td></tr> <tr><td>6 60代</td><td>196人</td></tr> <tr><td>7 70代</td><td>145人</td></tr> <tr><td>8 80代～</td><td>80人</td></tr> <tr><td>9 無回答</td><td>34人</td></tr> </table> | 1 10代 | 4人 | 2 20代 | 34人 | 3 30代 | 55人 | 4 40代 | 101人 | 5 50代 | 117人 | 6 60代 | 196人 | 7 70代 | 145人 | 8 80代～ | 80人 | 9 無回答 | 34人 | <p>(年代)</p> <p>年代別では、60代が一番多く、次に70代、50代と続く。</p> |
| 1 10代 | 4人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 20代 | 34人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 30代 | 55人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 40代 | 101人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 50代 | 117人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 60代 | 196人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 70代 | 145人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 80代～ | 80人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 無回答 | 34人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(職業)</p> <table border="1"> <tr><td>1 農林水産業</td><td>42人</td></tr> <tr><td>2 建設・製造業</td><td>97人</td></tr> <tr><td>3 サービス業</td><td>107人</td></tr> <tr><td>4 公務員・団体職員</td><td>76人</td></tr> <tr><td>5 専業主婦(主夫)</td><td>119人</td></tr> <tr><td>6 学生</td><td>15人</td></tr> <tr><td>7 無職</td><td>161人</td></tr> <tr><td>8 その他</td><td>105人</td></tr> <tr><td>9 無回答</td><td>44人</td></tr> </table> | 1 農林水産業 | 42人 | 2 建設・製造業 | 97人 | 3 サービス業 | 107人 | 4 公務員・団体職員 | 76人 | 5 専業主婦(主夫) | 119人 | 6 学生 | 15人 | 7 無職 | 161人 | 8 その他 | 105人 | 9 無回答 | 44人 | <p>(職業)</p> <p>職業では、多い順で無職、業主婦(主夫)、サービス業となっている。</p> |
| 1 農林水産業 | 42人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 建設・製造業 | 97人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 サービス業 | 107人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 公務員・団体職員 | 76人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 専業主婦(主夫) | 119人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 学生 | 15人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 無職 | 161人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 その他 | 105人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 無回答 | 44人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(森林所有の有無)</p> <table border="1"> <tr><td>1 ある</td><td>163人</td></tr> <tr><td>2 ない</td><td>556人</td></tr> <tr><td>3 無回答</td><td>47人</td></tr> </table> | 1 ある | 163人 | 2 ない | 556人 | 3 無回答 | 47人 | <p>(森林所有の有無)</p> <p>21.3%が森林を所有している。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 1 ある | 163人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 ない | 556人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 無回答 | 47人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(お住まいの市町村)</p> <table border="1"> <tr><td>1 盛岡広域振興圏</td><td>273人</td></tr> <tr><td>2 県南広域振興圏</td><td>306人</td></tr> <tr><td>3 沿岸広域振興圏</td><td>97人</td></tr> <tr><td>4 県北広域振興圏</td><td>59人</td></tr> <tr><td>5 無回答</td><td>31人</td></tr> </table> <p>※市町村毎に集計しているが、ここでは、便宜上、県内を4広域圏に区分して集計。</p> | 1 盛岡広域振興圏 | 273人 | 2 県南広域振興圏 | 306人 | 3 沿岸広域振興圏 | 97人 | 4 県北広域振興圏 | 59人 | 5 無回答 | 31人 | <p>(市町村)</p> | | | | | | | | |
| 1 盛岡広域振興圏 | 273人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 県南広域振興圏 | 306人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 沿岸広域振興圏 | 97人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 県北広域振興圏 | 59人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 無回答 | 31人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

設問と回答内容

問1 あなたは、森林環境の保全に関心がありますか。

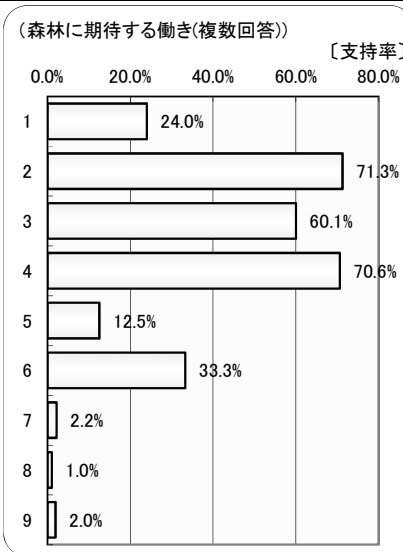
| | |
|-------------|------|
| 1 とても関心がある | 168人 |
| 2 ある程度関心がある | 424人 |
| 3 あまり関心がない | 116人 |
| 4 ほとんど関心がない | 34人 |
| 5 わからない | 19人 |
| 6 無回答 | 5人 |



77.3%が森林環境の保全に関心があるとの結果。

問2 あなたが、森林に期待する働きは何ですか。期待する内容を3つまであげてください。

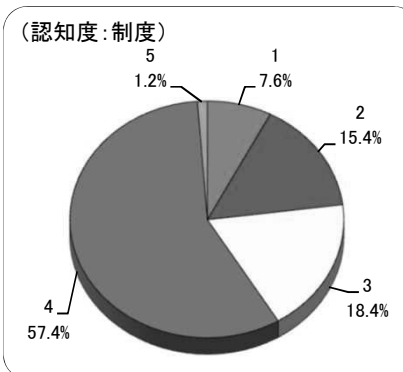
| | |
|--------------------------------|------|
| 1 木材等を生産する働き | 184人 |
| 2 二酸化炭素の吸収などによる地球温暖化防止の働き | 546人 |
| 3 水を蓄え、浄化により良質な水を供給する働き(水源かん養) | 460人 |
| 4 山崩れや洪水などの災害を軽減する働き | 541人 |
| 5 行楽の場の提供や人に安らぎを与える働き | 96人 |
| 6 動植物の生育・生息の場としての働き | 255人 |
| 7 わからない | 17人 |
| 8 その他 | 8人 |
| 9 無回答 | 15人 |



森林に期待する働きとして支持の高い順では、地球温暖化防止機能、災害軽減機能、水源かん養機能と続いている。

問3 あなたは、岩手県が「いわての森林づくり県民税」を導入していること(個人で年額1,000円を納めていること)を知っていましたか。

| | |
|----------------------------|------|
| 1 名称、税額を知っており、使い道も知っている | 58人 |
| 2 名称、税額を知っているが、使い道はよくわからない | 118人 |
| 3 名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない | 141人 |
| 4 名称、税額、使い道ともに知らない | 440人 |
| 5 無回答 | 9人 |

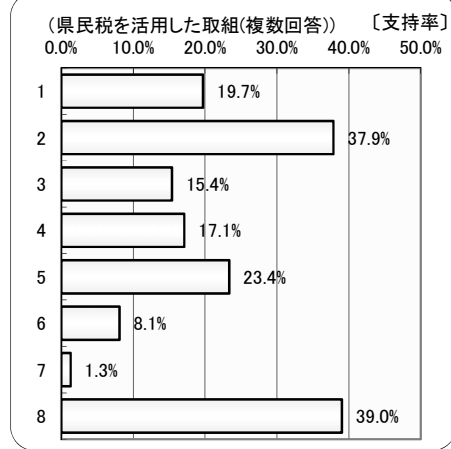


現行制度の導入を知っているとする者は41.4%との結果

問4 この県民税を活用して、下記の取組を行っています。これらの取組を知っていましたか。(複数回答可)

- ・間伐による人工林の針広混交林への誘導
- ・松くい虫被害木の除去
- ・ナラ枯れ被害の予防のための高齢林の伐採
- ・「県民参加の森林づくり促進事業」
- ・「いわて森のゼミナール推進事業」
- ・「いわての森林づくり普及啓発事業」
- ・「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の運営

| | |
|----------------------------|------|
| 1 間伐による人工林の針広混交林への誘導 | 151人 |
| 2 松くい虫被害木の除去 | 290人 |
| 3 ナラ枯れ被害の予防のための高齢林の伐採 | 118人 |
| 4 「県民参加の森林づくり促進事業」 | 131人 |
| 5 「いわての森林づくり普及啓発事業」 | 179人 |
| 6 「いわての森林づくり県民税普及啓発事業」 | 62人 |
| 7 「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の運営 | 0人 |
| 8 無回答 | 0人 |



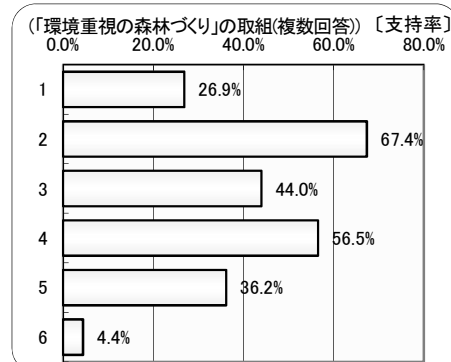
認知度が高い順に、松くい虫被害木の除去、県民参加の森林づくり促進事業、ナラ枯れ被害の予防のための高齢林伐採と続いている。

問5ア

「環境重視の森林づくり」の取組について、本県の森林の有する公益的機能の維持・増進や持続的な発揮のため、特に重要と思われるものはどれですか。あてはまるものを全てお選びください。

- 1 人工林の針広混交林への誘導
- 2 森林環境を保全する植栽
- 3 森林病虫害の防除対策
- 4 気象被害等を受けた森林の整備
- 5 公益上重要な森林の整備や管理のための道路整備

| | |
|--------------------------|------|
| 1 人工林の針広混交林への誘導 | 206人 |
| 2 森林環境を保全する植栽 | 516人 |
| 3 森林病虫害の防除対策 | 337人 |
| 4 気象被害等を受けた森林の整備 | 433人 |
| 5 公益上重要な森林の整備や管理のための道路整備 | 277人 |
| 6 無回答 | 34人 |



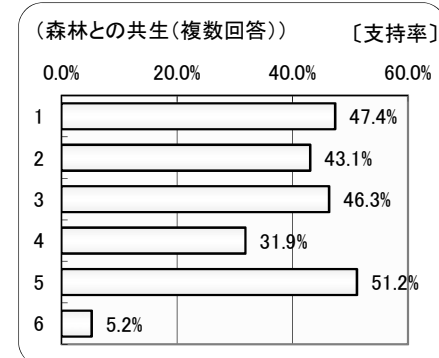
「環境重視の森林づくり」の取組で重要と思われる順は、森林環境を保全する植栽、気象被害等を受けた森林の整備、森林病虫害の防除対策と続いている。

問5イ

「森林との共生」の取組について、県民の森林環境保全に対する理解の醸成を図るため、特に重要と思われるものはどれですか。あてはまるものを全てお選びください。

- 1 地域住民が取り組む森林づくり活動への支援
- 2 木育の推進や公益機能の維持・増進
- 3 森林環境学習の展開
- 4 普及啓発活動の強化
- 5 地域の森林整備活動を推進する人材育成

| | |
|--------------------------------|------|
| 1 地域住民等が取り組む森林づくり活動への支援 | 363人 |
| 2 木育の推進や公益機能の維持・増進につながる県産木材の活用 | 330人 |
| 3 森林環境学習の展開 | 355人 |
| 4 普及啓発活動の強化 | 244人 |
| 5 地域の森林整備活動を推進する人材育成 | 392人 |
| 6 無回答 | 40人 |



森林との共生の取組で重要と思われる順は、地域の森林整備活動を推進する人材育成、森林づくり活動への支援、森林環境学習の展開と続いている。

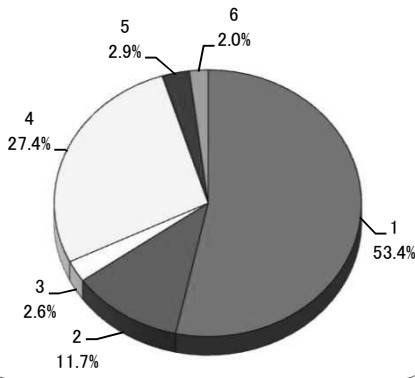
問6

令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の事業に必要な課税期間を、これまでと同様に5年(令和7年度まで)とすることについてどう思いますか。

| | |
|-----------------|------|
| 1 5年(素案のとおり)でよい | 409人 |
| 2 もっと長い方がよい | 90人 |
| 3 もっと短い方がよい | 20人 |
| 4 わからない | 210人 |
| 5 その他 | 22人 |
| 6 無回答 | 15人 |

| 2 もっと長い方がよい(内訳) | | 3 もっと短い方がよい(内訳) | |
|-----------------|-----|-----------------|-----|
| 10年未満 | 1人 | 0年 | 0人 |
| 10~20年未満 | 58人 | 1年 | 1人 |
| 20~30年未満 | 7人 | 2年 | 2人 |
| 30~40年未満 | 2人 | 3年 | 14人 |
| 40~50年未満 | 0人 | 4年 | 1人 |
| 50年以上 | 4人 | 無回答 | 2人 |
| 無回答 | 18人 | 計 | 20人 |
| 計 | 90人 | | |

(課税期間)

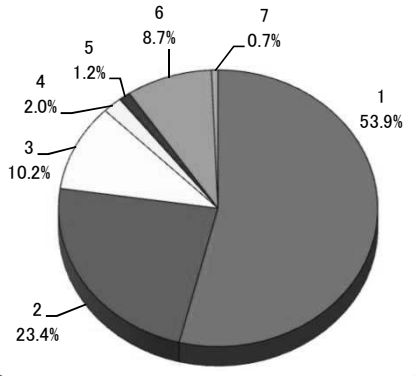


課税期間は、5年(素案)のとおりでよいが53.4%の結果となった。

問7 現在の「いわての森林づくり県民税」を令和3年度以降も継続することについてどう思いますか。

| | |
|--------------|------|
| 1 賛成 | 413人 |
| 2 どちらかといえば賛成 | 179人 |
| 3 どちらともいえない | 78人 |
| 4 どちらかといえば反対 | 15人 |
| 5 反対 | 9人 |
| 6 わからない | 67人 |
| 7 無回答 | 5人 |

(継続意向)



制度の継続について、賛成が77.3%となった。(回答1+回答2)

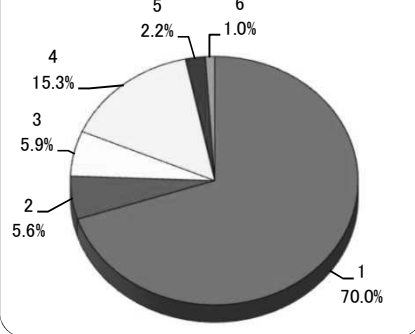
問8

令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の事業に必要な課税負担額を、これまでと同様に1人あたり年1,000円とすることについてどう思いますか。

| | |
|-------------------|------|
| 1 1人あたり年1,000円でよい | 536人 |
| 2 もっと高くてもよい | 43人 |
| 3 もっと安い方がよい | 45人 |
| 4 わからない | 117人 |
| 5 その他 | 17人 |
| 6 無回答 | 8人 |

| 2 もっと高くてもよい(内訳) | | 3 もっと安い方がよい(内訳) | |
|-----------------|-----|-----------------|-----|
| 1,001~2,000円未満 | 3人 | 0円 | 1人 |
| 2,000~3,000円未満 | 29人 | 1~200円未満 | 3人 |
| 3,000~4,000円未満 | 6人 | 200~400円未満 | 0人 |
| 4,000~5,000円未満 | 0人 | 400~600円未満 | 21人 |
| 5,000円以上 | 2人 | 600~800円未満 | 0人 |
| 無回答 | 3人 | 800~1,000円未満 | 3人 |
| 計 | 43人 | 無回答 | 17人 |
| | | 計 | 45人 |

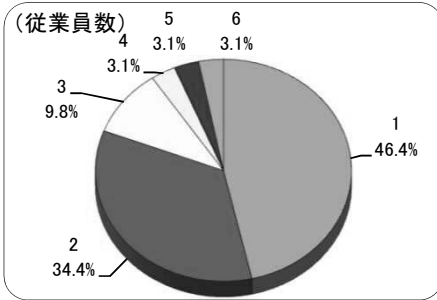
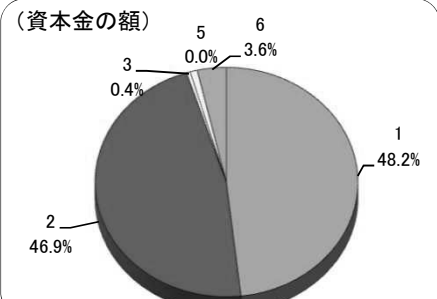
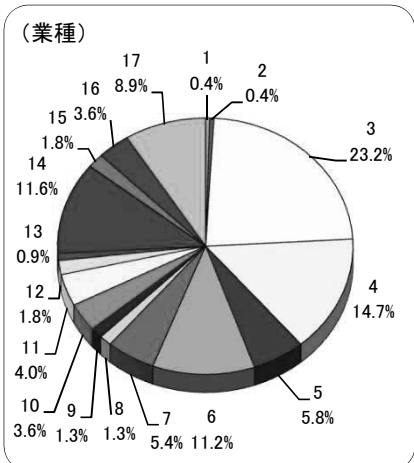
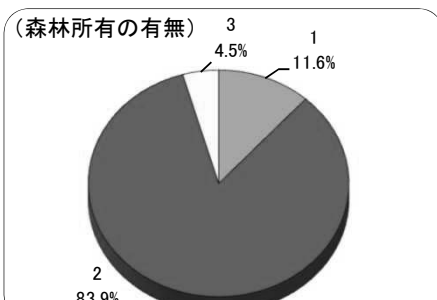
(負担額)



負担額については1人当たり1,000円でよいとする意見が70.0%となった。

令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」素案に係る
アンケート調査結果について [令和2年8月]
(対象: 県内法人500社)

- (1) 調査対象 県内に所在する法人
- (2) 調査対象者数 500社
- (3) 抽出方法 岩手県企業年鑑から無作為抽出
- (4) 調査方法 設問票によるアンケート調査(郵送法)
- (5) 調査時期 令和2年8月
- (6) 回収結果 回収率 44.8% (224/500社)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------|------|-----------------|------|--------------|-----|--|-----|----------|-----|-------|-----|---|-----|---------|----|-------------|----|---------|----|------------|----|----------|----|-------------|----|----------|-----|-----------|----|--------|----|--------|-----|---|
| <p>回答者属性</p> <p>(従業員数)</p> <table border="1"> <tr><td>1 1～9人</td><td>104社</td></tr> <tr><td>2 10～29人</td><td>77社</td></tr> <tr><td>3 30～49人</td><td>22社</td></tr> <tr><td>4 50～99人</td><td>7社</td></tr> <tr><td>5 100人以上</td><td>7社</td></tr> <tr><td>6 無回答</td><td>7社</td></tr> </table> | 1 1～9人 | 104社 | 2 10～29人 | 77社 | 3 30～49人 | 22社 | 4 50～99人 | 7社 | 5 100人以上 | 7社 | 6 無回答 | 7社 |  <p>従業員数が1～9人の法人は46.4%、続いて10～29人の法人が34.4%との結果</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 1～9人 | 104社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 10～29人 | 77社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 30～49人 | 22社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 50～99人 | 7社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 100人以上 | 7社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 無回答 | 7社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(資本金の額)</p> <table border="1"> <tr><td>1 1,000万円未満</td><td>108社</td></tr> <tr><td>2 1,000万円～1億円未満</td><td>105社</td></tr> <tr><td>3 1億円～10億円未満</td><td>1社</td></tr> <tr><td>4 10億円～50億円未満</td><td>2社</td></tr> <tr><td>5 50億円以上</td><td>0社</td></tr> <tr><td>6 無回答</td><td>8社</td></tr> </table> | 1 1,000万円未満 | 108社 | 2 1,000万円～1億円未満 | 105社 | 3 1億円～10億円未満 | 1社 | 4 10億円～50億円未満 | 2社 | 5 50億円以上 | 0社 | 6 無回答 | 8社 |  <p>資本金の額が1000万円未満の法人は48.2%、1,000万円～1億円の法人が46.9%との結果</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 1,000万円未満 | 108社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 1,000万円～1億円未満 | 105社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 1億円～10億円未満 | 1社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 10億円～50億円未満 | 2社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 50億円以上 | 0社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 無回答 | 8社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(業種)</p> <table border="1"> <tr><td>1 農林水産業</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2 鉱業</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3 建設業</td><td>52社</td></tr> <tr><td>4 製造業</td><td>33社</td></tr> <tr><td>5 卸売業</td><td>13社</td></tr> <tr><td>6 小売業</td><td>25社</td></tr> <tr><td>7 運輸業</td><td>12社</td></tr> <tr><td>8 情報通信業</td><td>3社</td></tr> <tr><td>9 電気・ガス・水道業</td><td>3社</td></tr> <tr><td>10 不動産業</td><td>8社</td></tr> <tr><td>11 飲食店・宿泊業</td><td>9社</td></tr> <tr><td>12 医療・福祉</td><td>4社</td></tr> <tr><td>13 教育、学習支援業</td><td>2社</td></tr> <tr><td>14 サービス業</td><td>26社</td></tr> <tr><td>15 保険・金融業</td><td>4社</td></tr> <tr><td>16 その他</td><td>8社</td></tr> <tr><td>17 無回答</td><td>20社</td></tr> </table> | 1 農林水産業 | 1社 | 2 鉱業 | 1社 | 3 建設業 | 52社 | 4 製造業 | 33社 | 5 卸売業 | 13社 | 6 小売業 | 25社 | 7 運輸業 | 12社 | 8 情報通信業 | 3社 | 9 電気・ガス・水道業 | 3社 | 10 不動産業 | 8社 | 11 飲食店・宿泊業 | 9社 | 12 医療・福祉 | 4社 | 13 教育、学習支援業 | 2社 | 14 サービス業 | 26社 | 15 保険・金融業 | 4社 | 16 その他 | 8社 | 17 無回答 | 20社 |  <p>業種別では、建設業を営む法人が23.2%、次いで製造業が14.7%、サービス業が11.6%、小売業が11.2%と続く。</p> |
| 1 農林水産業 | 1社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 鉱業 | 1社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 建設業 | 52社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 製造業 | 33社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 卸売業 | 13社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 小売業 | 25社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 運輸業 | 12社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 情報通信業 | 3社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 電気・ガス・水道業 | 3社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 不動産業 | 8社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 飲食店・宿泊業 | 9社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 医療・福祉 | 4社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 教育、学習支援業 | 2社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 サービス業 | 26社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 保険・金融業 | 4社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 その他 | 8社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 無回答 | 20社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(森林所有の有無)</p> <table border="1"> <tr><td>1 ある</td><td>26社</td></tr> <tr><td>2 ない</td><td>188社</td></tr> <tr><td>3 無回答</td><td>10社</td></tr> </table> | 1 ある | 26社 | 2 ない | 188社 | 3 無回答 | 10社 |  <p>11.6%が森林を所有している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 ある | 26社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 ない | 188社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 無回答 | 10社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|-----|--|
| (法人が所在する市町村) | | |
| 1 盛岡広域振興圏 | 97社 | |
| 2 県南広域振興圏 | 75社 | |
| 3 沿岸広域振興圏 | 24社 | |
| 4 県北広域振興圏 | 15社 | |
| 5 無回答 | 13社 | |
| <p>※市町村毎に集計しているが、ここでは、便宜上、県内を4広域圏に区分して集計。</p> | | |

設問と回答内容

問1 貴法人は、森林環境の保全に関心がありますか。

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------|------------|-----|-------------|------|------------|-----|-------------|-----|---------|----|-------|----|--|--------------------------------|
| <table border="1"> <tr><td>1 とても関心がある</td><td>49社</td></tr> <tr><td>2 ある程度関心がある</td><td>111社</td></tr> <tr><td>3 あまり関心がない</td><td>44社</td></tr> <tr><td>4 ほとんど関心がない</td><td>10社</td></tr> <tr><td>5 わからない</td><td>9社</td></tr> <tr><td>6 無回答</td><td>1社</td></tr> </table> | | 1 とても関心がある | 49社 | 2 ある程度関心がある | 111社 | 3 あまり関心がない | 44社 | 4 ほとんど関心がない | 10社 | 5 わからない | 9社 | 6 無回答 | 1社 | | <p>71.5%が森林環境の保全に関心があるとの結果</p> |
| 1 とても関心がある | 49社 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 ある程度関心がある | 111社 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 あまり関心がない | 44社 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 ほとんど関心がない | 10社 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 わからない | 9社 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 無回答 | 1社 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

問2 貴法人が、森林に期待する働きは何ですか。期待する内容を3つまであげてください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------|--------------|-----|---------------------------|------|-------------------------|------|----------------------|------|-----------------------|-----|---------------------|-----|---------|----|-------|----|-------|----|--|--|
| <table border="1"> <tr><td>1 木材等を生産する働き</td><td>57社</td></tr> <tr><td>2 二酸化炭素の吸収などによる地球温暖化防止の働き</td><td>165社</td></tr> <tr><td>3 水を蓄え、浄化により良質な水を供給する働き</td><td>138社</td></tr> <tr><td>4 山崩れや洪水などの災害を軽減する働き</td><td>161社</td></tr> <tr><td>5 行楽の場の提供や人に安らぎを与える働き</td><td>30社</td></tr> <tr><td>6 動植物の生育・生息の場としての働き</td><td>61社</td></tr> <tr><td>7 わからない</td><td>6社</td></tr> <tr><td>8 その他</td><td>0社</td></tr> <tr><td>9 無回答</td><td>4社</td></tr> </table> | | 1 木材等を生産する働き | 57社 | 2 二酸化炭素の吸収などによる地球温暖化防止の働き | 165社 | 3 水を蓄え、浄化により良質な水を供給する働き | 138社 | 4 山崩れや洪水などの災害を軽減する働き | 161社 | 5 行楽の場の提供や人に安らぎを与える働き | 30社 | 6 動植物の生育・生息の場としての働き | 61社 | 7 わからない | 6社 | 8 その他 | 0社 | 9 無回答 | 4社 | | <p>森林に期待する働きとして、地球温暖化防止機能、災害軽減の機能が約7割となっている。</p> |
| 1 木材等を生産する働き | 57社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 二酸化炭素の吸収などによる地球温暖化防止の働き | 165社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 水を蓄え、浄化により良質な水を供給する働き | 138社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 山崩れや洪水などの災害を軽減する働き | 161社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 行楽の場の提供や人に安らぎを与える働き | 30社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 動植物の生育・生息の場としての働き | 61社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 わからない | 6社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 その他 | 0社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 無回答 | 4社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

問3

貴法人は、岩手県が「いわての森林づくり県民税」を導入していること(県民税均等割額の10%相当(資本金の額に応じて年額2,000円～8万円)を納めていること)を知っていましたか。

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|-------------------------|-----|----------------------------|-----|----------------------------|-----|--------------------|-----|-------|----|--|--------------------------------------|
| <table border="1"> <tr><td>1 名称、税額を知っており、使い道も知っている</td><td>18社</td></tr> <tr><td>2 名称、税額を知っているが、使い道はよくわからない</td><td>48社</td></tr> <tr><td>3 名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない</td><td>66社</td></tr> <tr><td>4 名称、税額、使い道ともに知らない</td><td>92社</td></tr> <tr><td>5 無回答</td><td>0社</td></tr> </table> | | 1 名称、税額を知っており、使い道も知っている | 18社 | 2 名称、税額を知っているが、使い道はよくわからない | 48社 | 3 名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない | 66社 | 4 名称、税額、使い道ともに知らない | 92社 | 5 無回答 | 0社 | | <p>現行制度の導入を知っているとする法人は58.9%との結果。</p> |
| 1 名称、税額を知っており、使い道も知っている | 18社 | | | | | | | | | | | | |
| 2 名称、税額を知っているが、使い道はよくわからない | 48社 | | | | | | | | | | | | |
| 3 名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない | 66社 | | | | | | | | | | | | |
| 4 名称、税額、使い道ともに知らない | 92社 | | | | | | | | | | | | |
| 5 無回答 | 0社 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

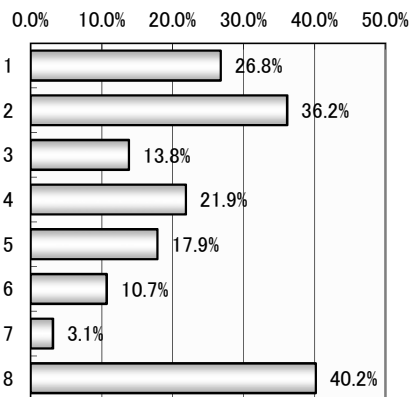
問4 この県民税を活用して下記の取組を行っています。貴法人はこれらの取組を知っていましたか。(複数回答可)

- ・間伐による人工林の針広混交林への誘導
- ・松くい虫被害木の除去
- ・ナラ枯れ被害の予防のための高齢林の伐採
- ・「県民参加の森林づくり促進事業」
- ・「いわて森のゼミナール推進事業」
- ・「いわての森林づくり普及啓発事業」
- ・「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の運営

| | |
|----------------------------|-----|
| 1 間伐による人工林の針広混交林への誘導 | 60社 |
| 2 松くい虫被害木の除去 | 81社 |
| 3 ナラ枯れ被害の予防のための高齢林の伐採 | 31社 |
| 4 「県民参加の森林づくり促進事業」 | 49社 |
| 5 「いわて森のゼミナール推進事業」 | 40社 |
| 6 「いわての森林づくり普及啓発事業」 | 24社 |
| 7 「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の運営 | 7社 |
| 8 無回答 | 90社 |

※複数回答

(県民税を活用した取組)



県民税を活用した取組の認知度は、高い順に松くい虫被害木の除去、間伐による人工林の針広混交林への誘導と続いている。

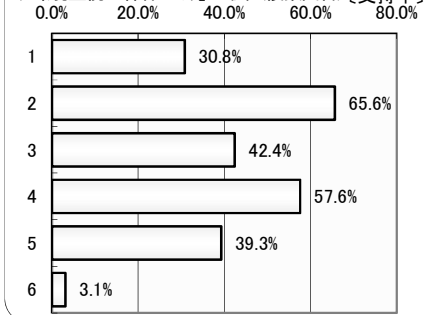
問5ア

「環境重視の森林づくり」の取組について、本県の森林の有する公益的機能の維持・増進や持続的な発揮のため、特に重要と思われるものはどれですか。あてはまるものを全てお選びください。

- 1 人工林の針広混交林への誘導
- 2 森林環境を保全する植栽
- 3 森林病虫害の防除対策
- 4 気象被害等を受けた森林の整備
- 5 公益上重要な森林の整備や管理のための道路整備

| | |
|--------------------------|------|
| 1 人工林の針広混交林への誘導 | 69社 |
| 2 森林環境を保全する植栽 | 147社 |
| 3 森林病虫害の防除対策 | 95社 |
| 4 気象被害等を受けた森林の整備 | 129社 |
| 5 公益上重要な森林の整備や管理のための道路整備 | 88社 |
| 6 無回答 | 7社 |

(「環境重視の森林づくり」の取組(複数回答) [支持率])



「環境重視の森林づくり」の取組で重要と思われる順に、森林環境を保全する植栽、気象被害等を受けた森林の整備、病虫害の防除と続いている。

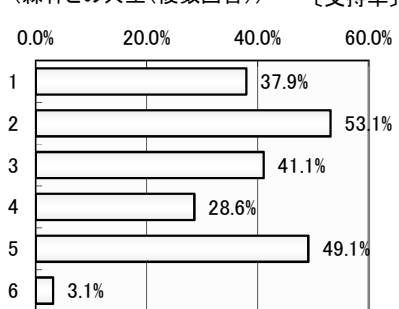
問5イ

「森林との共生」の取組について、県民の森林環境保全に対する理解の醸成を図るため、特に重要と思われるものはどれですか。あてはまるものを全てお選びください。

- 1 地域住民が取り組む森林づくり活動への支援
- 2 木育の推進や公益機能の維持・増進
- 3 森林環境学習の展開
- 4 普及啓発活動の強化
- 5 地域の森林整備活動を推進する人材育成

| | |
|--------------------------------|------|
| 1 地域住民等が取り組む森林づくり活動への支援 | 85人 |
| 2 木育の推進や公益機能の維持・増進につながる県産木材の活用 | 119人 |
| 3 森林環境学習の展開 | 92人 |
| 4 普及啓発活動の強化 | 64人 |
| 5 地域の森林整備活動を推進する人材育成 | 110人 |
| 6 無回答 | 7人 |

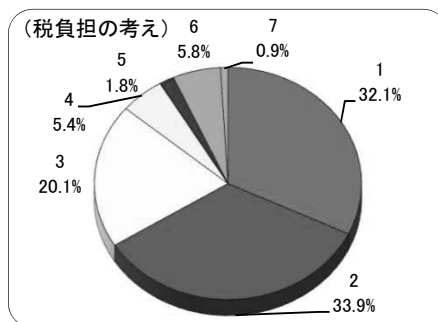
(「森林との共生」(複数回答)) [支持率]



「森林との共生」の取組で重要と思われる順に、木育の推進や公益的機能の維持・増進に繋がる県産木材の活用、地域の森林整備活動を推進する人材育成、森林環境学習の展開と続いている。

問6 いわたの森林環境を維持するために、法人が「いわての森林づくり県民税」を負担することをどのように思いますか。

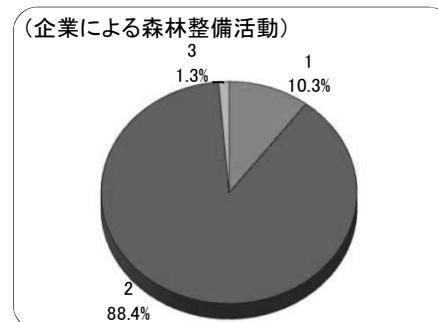
| | |
|--------------|-----|
| 1 賛成 | 72社 |
| 2 どちらかと言えば賛成 | 76社 |
| 3 どちらとも言えない | 45社 |
| 4 どちらかと言えば反対 | 12社 |
| 5 反対 | 4社 |
| 6 わからない | 13社 |
| 7 無回答 | 2社 |



法人が税を負担し森林環境を保全することについて賛意を示す法人は66.0%で、反対の法人は7.2%との結果。

問7 貴法人では、社会貢献活動などの一環として、森林の整備活動に参加していますか。

| | |
|---------------|------|
| 1 している ⇒ 問7へ | 23社 |
| 2 していない ⇒ 問8へ | 198社 |
| 3 無回答 | 3社 |

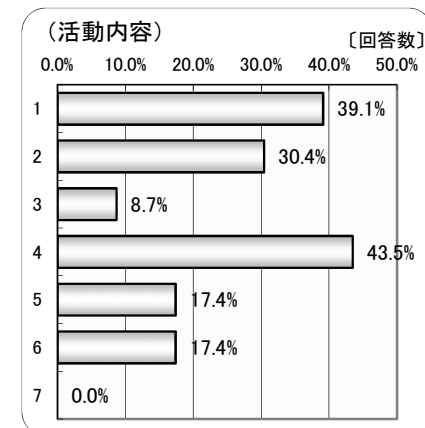


森林の整備活動に参加している会社は10.3%との結果。

問8 森林の整備活動に参加している場合、どのような活動をしていますか。あてはまるもの全てを選んでください。

| | |
|-------------------------------|-----|
| 1 森林整備のためのボランティア活動への参加 | 9社 |
| 2 企業自らが所有又は借り上げている森林で行う森林整備活動 | 7社 |
| 3 従業員や家族への森林に関する研修会等の開催 | 2社 |
| 4 緑の募金など森林整備のための募金活動 | 10社 |
| 5 地球温暖化防止に向けた二酸化炭素排出量取引制度への参加 | 4社 |
| 6 その他 | 4社 |
| 7 無回答 | 0社 |

※回答23社

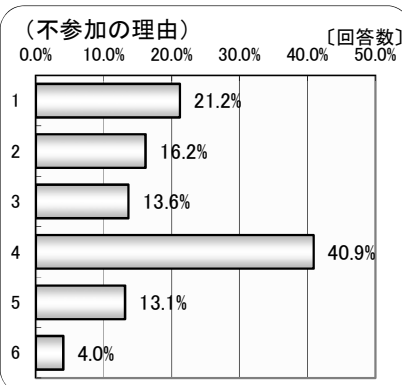


問7で森林の整備活動に参加していると答える法人の活動内容で多いものは、森林整備のための募金活動、森林整備のためのボランティア活動への参加、企業が行う森林整備活動と続く結果。

問9 森林整備活動に参加していない理由は何ですか。あてはまるもの全てを選んでください。

| | |
|--------------------------|-----|
| 1 森林整備活動以外の社会貢献活動を行っている | 42社 |
| 2 活動の拠点となる森林を見つけることができない | 32社 |
| 3 森林整備活動に関心がない | 27社 |
| 4 わからない | 81社 |
| 5 その他 | 26社 |
| 6 無回答 | 8社 |

※回答198社



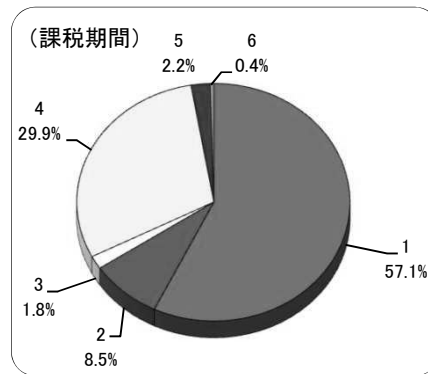
問7で森林の整備活動に参加していないとする法人の理由は、森林整備活動に関心がないが最も多く、次いで、森林整備活動以外の社会貢献活動を行っている、活動拠点を見つけることができないと続く結果。

問10

令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の事業に必要な課税期間を、これまでと同様に5年(令和7年度まで)とすることについて、どう思いますか。

| | |
|-----------------|------|
| 1 5年(素案のとおり)でよい | 128社 |
| 2 もっと長い方がよい | 19社 |
| 3 もっと短い方がよい | 4社 |
| 4 わからない | 67社 |
| 5 その他 | 5社 |
| 6 無回答 | 1社 |

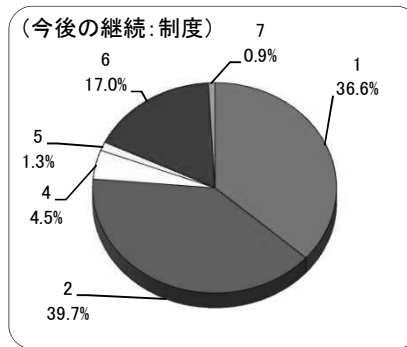
| 2 もっと長い方がよい(内訳) | | 3 もっと短い方がよい(内訳) | |
|-----------------|-----|-----------------|----|
| 10年未満 | 0社 | 0年 | 0社 |
| 10~20年未満 | 8社 | 1年 | 1社 |
| 20~30年未満 | 3社 | 2年 | 1社 |
| 30~40年未満 | 2社 | 3年 | 2社 |
| 40~50年未満 | 0社 | 4年 | 0社 |
| 50年以上 | 0社 | 無回答 | 0社 |
| 無回答 | 6社 | 計 | 4社 |
| 計 | 19社 | | |



課税期間については、現状の5年のままでよいとする法人が57.1%、より長い方がよいとした法人が8.5%で、計65.6%との結果

問11 現在の「いわての森林づくり県民税」を令和3年度以降も継続することをどう思いますか。

| | |
|--------------|-----|
| 1 賛成 | 82社 |
| 2 どちらかと言えば賛成 | 89社 |
| 4 どちらかと言えば反対 | 10社 |
| 5 反対 | 3社 |
| 6 わからない | 38社 |
| 7 無回答 | 2社 |



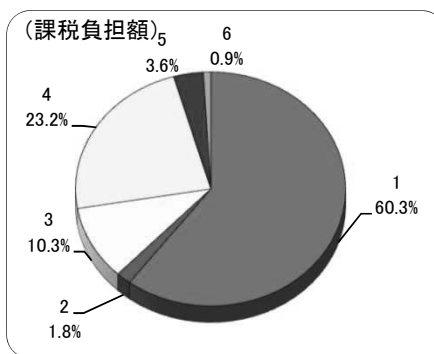
「いわての森林づくり県民税」の取組みを今後も継続することに賛意を示す法人は76.3%で、反対は5.8%との結果

問12

令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の事業に必要な課税負担額を、これまでと同様に県民税均等割額の10%相当(資本金の額に応じて年額2,000円~8万円)とすることについて、どう思いますか。

| | |
|--------------------|------|
| 1 県民税均等割額の10%相当でよい | 135社 |
| 2 もっと高くてもよい | 4社 |
| 3 もっと安い方がよい | 23社 |
| 4 わからない | 52社 |
| 5 その他 | 8社 |
| 6 無回答 | 2社 |

| 2 もっと高くてもよい(内訳) | | 3 もっと安いほうでよい(内訳) | |
|-----------------|----|------------------|-----|
| 10%以上20%未満 | 1社 | 5%未満 | 2社 |
| 20%以上 | 3社 | 5%以上 | 8社 |
| 無回答 | 0社 | 無回答 | 13社 |
| 計 | 4社 | 計 | 23社 |



税負担額については、現状のままでよいとする法人が60.3%、もっと高い方がよいとした法人が1.8%、もっと安い方がよいとした法人は10.3%となっている。

令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」素案に係る
アンケート調査結果について [令和2年8月]
(対象: 県内森林所有者1,000人)

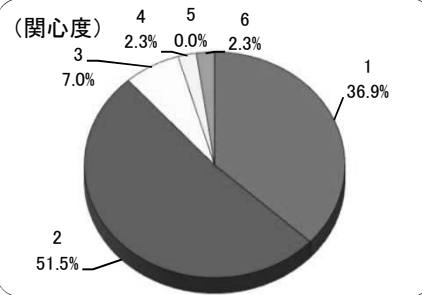
- (1) 調査対象 県内に居住する森林所有者
- (2) 調査対象者数 1,000人
- (3) 抽出方法 森林組員名簿から無作為抽出
- (4) 調査方法 設問票によるアンケート調査(郵送法)
- (5) 調査時期 令和2年8月
- (6) 回収結果 回収率 48.5% (485/1000人)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------|------|---------------------|------|-----------------------|------|--------------|-----|------------|-----|--------------|------|---|------|--------|-----|-------|-----|--|
| <p>回答者属性</p> <p>(性別)</p> <table border="1"> <tr><td>1 男性</td><td>383人</td></tr> <tr><td>2 女性</td><td>46人</td></tr> <tr><td>3 無回答</td><td>56人</td></tr> </table> | 1 男性 | 383人 | 2 女性 | 46人 | 3 無回答 | 56人 | <p>(性別)</p> | | | | | | | | | | | | |
| 1 男性 | 383人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 女性 | 46人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 無回答 | 56人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(年代)</p> <table border="1"> <tr><td>1 10代</td><td>0人</td></tr> <tr><td>2 20代</td><td>0人</td></tr> <tr><td>3 30代</td><td>2人</td></tr> <tr><td>4 40代</td><td>12人</td></tr> <tr><td>5 50代</td><td>28人</td></tr> <tr><td>6 60代</td><td>158人</td></tr> <tr><td>7 70代</td><td>175人</td></tr> <tr><td>8 80代~</td><td>83人</td></tr> <tr><td>9 無回答</td><td>27人</td></tr> </table> | 1 10代 | 0人 | 2 20代 | 0人 | 3 30代 | 2人 | 4 40代 | 12人 | 5 50代 | 28人 | 6 60代 | 158人 | 7 70代 | 175人 | 8 80代~ | 83人 | 9 無回答 | 27人 | <p>(年代)</p> <p>年代別では、70代の回答が一番多く、次に60代、80代以上と続く。</p> |
| 1 10代 | 0人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 20代 | 0人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 30代 | 2人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 40代 | 12人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 50代 | 28人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 60代 | 158人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 70代 | 175人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 80代~ | 83人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 無回答 | 27人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(職業)</p> <table border="1"> <tr><td>1 農林水産業</td><td>174人</td></tr> <tr><td>2 建設・製造業</td><td>26人</td></tr> <tr><td>3 サービス業</td><td>28人</td></tr> <tr><td>4 公務員・団体職員</td><td>24人</td></tr> <tr><td>5 専業主婦(主夫)</td><td>16人</td></tr> <tr><td>6 学生</td><td>0人</td></tr> <tr><td>7 無職</td><td>112人</td></tr> <tr><td>8 その他</td><td>55人</td></tr> <tr><td>9 無回答</td><td>50人</td></tr> </table> | 1 農林水産業 | 174人 | 2 建設・製造業 | 26人 | 3 サービス業 | 28人 | 4 公務員・団体職員 | 24人 | 5 専業主婦(主夫) | 16人 | 6 学生 | 0人 | 7 無職 | 112人 | 8 その他 | 55人 | 9 無回答 | 50人 | <p>(職業)</p> <p>職業では多い順で、農林水産業、無職、その他となっている。</p> |
| 1 農林水産業 | 174人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 建設・製造業 | 26人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 サービス業 | 28人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 公務員・団体職員 | 24人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 専業主婦(主夫) | 16人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 学生 | 0人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 無職 | 112人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 その他 | 55人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 無回答 | 50人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(所有する森林面積)</p> <table border="1"> <tr><td>1 3ヘクタール未満</td><td>123人</td></tr> <tr><td>2 3ヘクタール以上10ヘクタール未満</td><td>132人</td></tr> <tr><td>3 10ヘクタール以上100ヘクタール未満</td><td>135人</td></tr> <tr><td>4 100ヘクタール以上</td><td>22人</td></tr> <tr><td>5 わからない</td><td>45人</td></tr> <tr><td>6 無回答</td><td>28人</td></tr> </table> | 1 3ヘクタール未満 | 123人 | 2 3ヘクタール以上10ヘクタール未満 | 132人 | 3 10ヘクタール以上100ヘクタール未満 | 135人 | 4 100ヘクタール以上 | 22人 | 5 わからない | 45人 | 6 無回答 | 28人 | <p>(所有する森林面積)</p> <p>所有している面積では、10ha以上100ha未満が27.8%と最も多い。</p> | | | | | | |
| 1 3ヘクタール未満 | 123人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 3ヘクタール以上10ヘクタール未満 | 132人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 10ヘクタール以上100ヘクタール未満 | 135人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 100ヘクタール以上 | 22人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 わからない | 45人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 無回答 | 28人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(お住まいの市町村)</p> <table border="1"> <tr><td>1 盛岡広域振興圏</td><td>18人</td></tr> <tr><td>2 県南広域振興圏</td><td>256人</td></tr> <tr><td>3 沿岸広域振興圏</td><td>102人</td></tr> <tr><td>4 県北広域振興圏</td><td>84人</td></tr> <tr><td>5 無回答</td><td>25人</td></tr> </table> <p>※市町村毎に集計しているが、ここでは、便宜上、県内を4広域圏に区分して集計。</p> | 1 盛岡広域振興圏 | 18人 | 2 県南広域振興圏 | 256人 | 3 沿岸広域振興圏 | 102人 | 4 県北広域振興圏 | 84人 | 5 無回答 | 25人 | <p>(市町村)</p> | | | | | | | | |
| 1 盛岡広域振興圏 | 18人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 県南広域振興圏 | 256人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 沿岸広域振興圏 | 102人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 県北広域振興圏 | 84人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 無回答 | 25人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

設問と回答内容

問1 あなたは、森林環境の保全に関心がありますか。

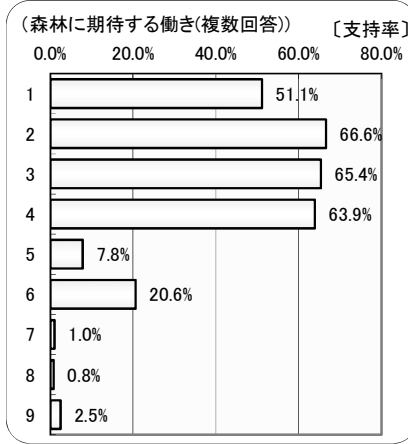
| | |
|-------------|------|
| 1 とても関心がある | 179人 |
| 2 ある程度関心がある | 250人 |
| 3 あまり関心がない | 34人 |
| 4 ほとんど関心がない | 11人 |
| 5 わからない | 0人 |
| 6 無回答 | 11人 |



88.4%が森林環境の保全に関心があるとの結果

問2 あなたが、森林に期待する働きは何ですか。期待する内容を3つまであげてください。

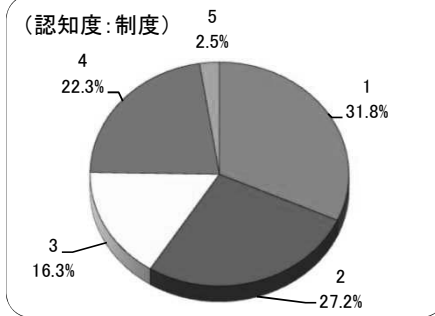
| | |
|---------------------------|------|
| 1 木材等を生産する働き | 248人 |
| 2 二酸化炭素の吸収などによる地球温暖化防止の働き | 323人 |
| 3 水を蓄え、浄化により良質な水を供給する働き | 317人 |
| 4 山崩れや洪水などの災害を軽減する働き | 310人 |
| 5 行楽の場の提供や人に安らぎを与える働き | 38人 |
| 6 動植物の生育・生息の場としての働き | 100人 |
| 7 わからない | 5人 |
| 8 その他 | 4人 |
| 9 無回答 | 12人 |



森林に期待する働きとして支持の高い順では、地球温暖化防止機能、水源かん養機能、災害軽減機能と続いている。

問3 あなたは、岩手県が「いわての森林づくり県民税」を導入していること(個人で年額1,000円を納めていること)を知っていましたか。

| | |
|----------------------------|------|
| 1 名称、税額を知っており、使い道も知っている | 154人 |
| 2 名称、税額を知っているが、使い道はよくわからない | 132人 |
| 3 名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない | 79人 |
| 4 名称、税額、使い道ともに知らない | 108人 |
| 5 無回答 | 12人 |

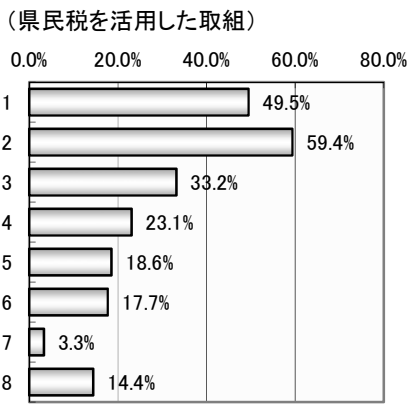


現行制度の導入を知っているとする者は75.3%との結果

問4 この県民税を活用して下記の取組を行っています。これらの取組を知っていましたか。(複数回答可)

- ・間伐による人工林の針広混交林への誘導
- ・松くい虫被害木の除去
- ・ナラ枯れ被害の予防のための高齢林の伐採
- ・「県民参加の森林づくり促進事業」
- ・「いわて森のゼミナール推進事業」
- ・「いわての森林づくり普及啓発事業」
- ・「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の運営

| | |
|----------------------------|------|
| 1 間伐による人工林の針広混交林への誘導 | 240人 |
| 2 松くい虫被害木の除去 | 288人 |
| 3 ナラ枯れ被害の予防のための高齢林の伐採 | 161人 |
| 4 「県民参加の森林づくり促進事業」 | 112人 |
| 5 「いわて森のゼミナール推進事業」 | 90人 |
| 6 「いわての森林づくり普及啓発事業」 | 86人 |
| 7 「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の運営 | 16人 |
| 8 無回答 | 70人 |



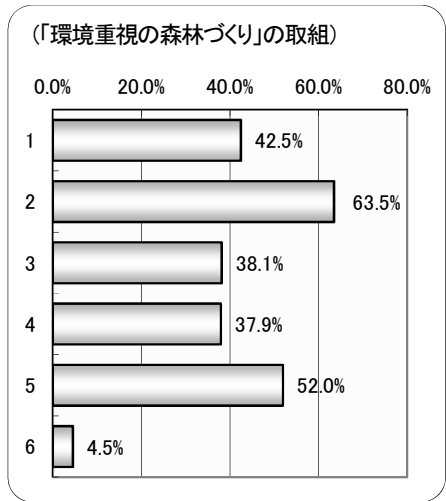
県民税を活用した取組の認知度は、高い順に松くい虫被害木の除去、間伐による人工林の針広混交林への誘導と続いている。

問5ア

「環境重視の森林づくり」の取組について、本県の森林の有する公益的機能の維持・増進や持続的な発揮のため、特に重要と思われるものはどれですか。あてはまるものを全てお選びください。

- 1 人工林の針広混交林への誘導
- 2 森林環境を保全する植栽
- 3 森林病虫害の防除対策
- 4 気象被害等を受けた森林の整備
- 5 公益上重要な森林の整備や管理のための道路整備

| | |
|--------------------------|------|
| 1 人工林の針広混交林への誘導 | 206人 |
| 2 森林環境を保全する植栽 | 308人 |
| 3 森林病虫害の防除対策 | 185人 |
| 4 気象被害等を受けた森林の整備 | 184人 |
| 5 公益上重要な森林の整備や管理のための道路整備 | 252人 |
| 6 無回答 | 22人 |



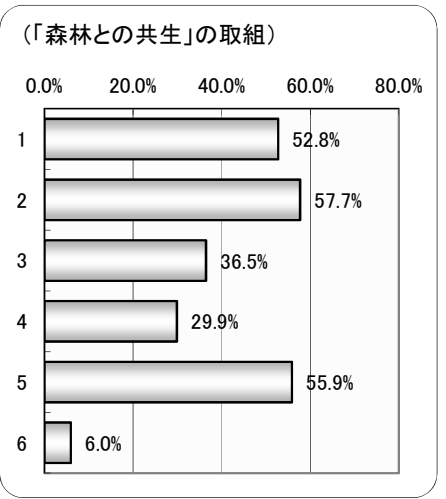
「環境重視の森林づくり」の取組で重要と思われる順に、森林環境を保全する植栽、公益上重要な森林整備や管理のための道路整備、針広混交林への誘導と続く。

問5イ

「森林との共生」の取組について、県民の森林環境保全に対する理解の醸成を図るため、特に重要と思われるものはどれですか。あてはまるものを全てお選びください。

- 1 地域住民等が取り組む森林づくり活動への支援
- 2 木育の推進や公益的機能の維持・増進につながる県産木材の活用
- 3 森林環境学習の展開
- 4 普及啓発活動の強化
- 5 地域の森林整備活動を推進する人材育成

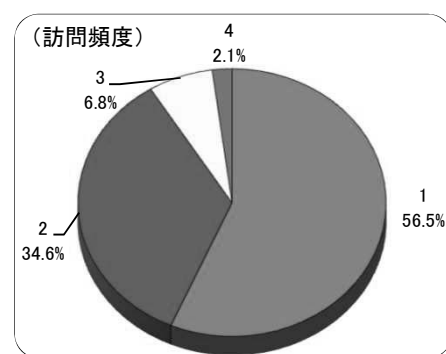
| | |
|---------------------------------|------|
| 1 地域住民等が取り組む森林づくり活動への支援 | 256人 |
| 2 木育の推進や公益的機能の維持・増進につながる県産木材の活用 | 280人 |
| 3 森林環境学習の展開 | 177人 |
| 4 普及啓発活動の強化 | 145人 |
| 5 地域の森林整備活動を推進する人材育成 | 271人 |
| 6 無回答 | 29人 |



「森林との共生」の取組で重要と思われる順に、木育の推進や公益的機能の維持・増進に繋がる県産木材の活用、地域の森林整備活動を推進する人材育成、森林づくり活動と続く。

問6 あなたが、所有している森林を見に行ったことがありますか。

| | |
|-----------------|------|
| 1 ここ1年以内のうちにいった | 274人 |
| 2 1年以上行っていない | 168人 |
| 3 1度も行ったことがない | 33人 |
| 4 無回答 | 10人 |

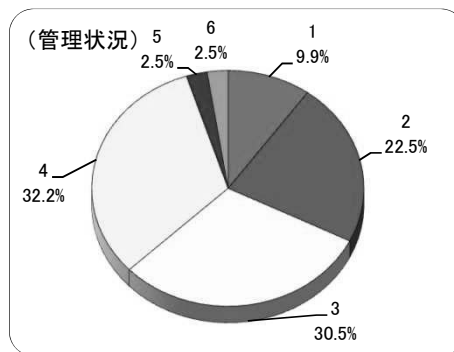


所有する森林に1年以内のうちにいった森林所有者は56.5%、1年以上行っていないが34.6%、1度も行ったことがないが6.8%との結果。

問7

様々な背景から、手入れ不足の森林が増えることが心配されています。あなたが所有する森林の現状は、どうなっていますか。

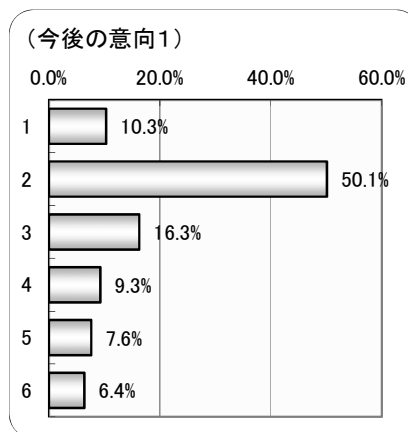
| | |
|---|------|
| 1 所有する森林について、すべて適正に手入れを行っている | 48人 |
| 2 手入れ不足の森林はあるが、所有する森林の半分以上は適正に手入れを行っている | 109人 |
| 3 一部の森林しか手入れを行っていない | 148人 |
| 4 所有する森林について、全く手入れを行っていない | 156人 |
| 5 わからない | 12人 |
| 6 無回答 | 12人 |



所有する森林を、すべて又は半分以上は適正に手入れを行っている森林所有者は32.4%、一部の森林しか手入れを行っていない又は全く手入れを行っていない森林所有者は62.7%との結果。

問8 あなたが所有する森林について、今後、どのようにしていきたいと思いませんか。

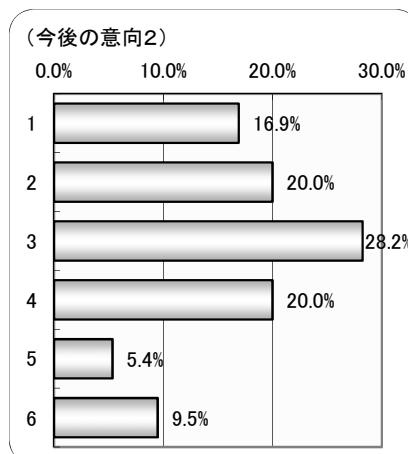
| | |
|----------------------------|------|
| 1 積極的に手入れを行いたい | 50人 |
| 2 制度や費用の支援があれば手入れを行いたい | 243人 |
| 3 手入れを行いたいけどしたらよいか分からず放置する | 79人 |
| 4 わからない | 45人 |
| 5 手入れを行うつもりはない | 37人 |
| 6 無回答 | 31人 |



所有する森林の手入れを行う意向がある者は76.7%との結果。

問9 あなたが所有する森林について、今後、どのように経営管理のあり方を考えていますか。

| | |
|-----------------------------------|------|
| 1 自分で経営管理し、伐採収入を期待したい | 82人 |
| 2 自分で経営管理し、森林の様々な働きが発揮できるように維持したい | 97人 |
| 3 森林を所有したままで、経営管理を第三者にゆだねたい | 137人 |
| 4 今後、所有する森林を売却したい | 97人 |
| 5 その他 | 26人 |
| 6 無回答 | 46人 |



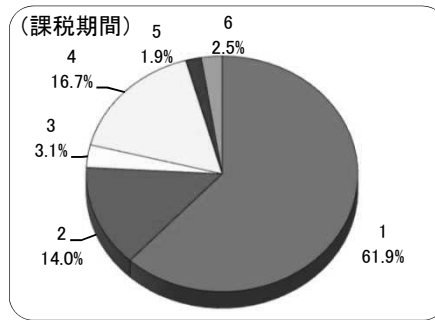
所有する森林の経営管理を第三者にゆだねたい森林所有者は28.2%、自分で経営管理し、森林の様々な働きが発揮できるように維持したい森林所有者は20.0%、続いて所有する森林を売却したいと続く。

問10

令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の事業に必要な課税期間を、これまでと同様に5年(令和7年度まで)とすることについて、どう思いますか。

| | |
|-----------------|------|
| 1 5年(素案のとおり)でよい | 300人 |
| 2 もっと長い方がよい | 68人 |
| 3 もっと短い方がよい | 15人 |
| 4 わからない | 81人 |
| 5 その他 | 9人 |
| 6 無回答 | 12人 |

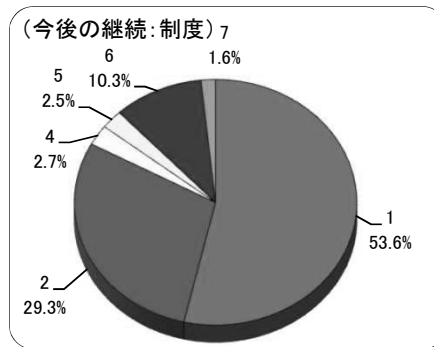
| 2 もっと長い方がよい(内訳) | | 3 もっと短い方がよい(内訳) | |
|-----------------|-----|-----------------|-----|
| 10年未満 | 0人 | 0年 | 0人 |
| 10~20年未満 | 42人 | 1年 | 2人 |
| 20~30年未満 | 8人 | 2年 | 1人 |
| 30~40年未満 | 3人 | 3年 | 7人 |
| 40~50年未満 | 0人 | 4年 | 0人 |
| 50年以上 | 2人 | 無回答 | 5人 |
| 無回答 | 13人 | 計 | 15人 |
| 計 | 68人 | | |



課税期間については、現状の5年のままでよいとする者が61.9%、より長い方がよいとした者が14.0%で、計75.9%との結果。

問11 現在の「いわての森林づくり県民税」を令和3年度以降も継続することをどう思いますか。

| | |
|--------------|------|
| 1 賛成 | 260人 |
| 2 どちらかと言えば賛成 | 142人 |
| 4 どちらかと言えば反対 | 13人 |
| 5 反対 | 12人 |
| 6 わからない | 50人 |
| 7 無回答 | 8人 |



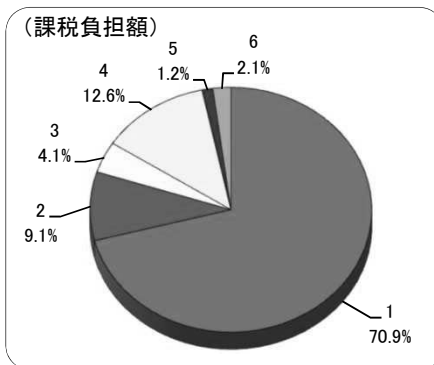
「いわての森林づくり県民税」の取組みを今後も継続することに賛意を示す者は82.9%で、反対は5.2%との結果。

問12

令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の事業に必要な課税負担額を、これまでと同様に一人あたり年1,000円とすることについて、どう思いますか。

| | |
|-------------------|------|
| 1 1人あたり年1,000円でよい | 344人 |
| 2 もっと高くてもよい | 44人 |
| 3 もっと安い方がよい | 20人 |
| 4 わからない | 61人 |
| 5 その他 | 6人 |
| 6 無回答 | 10人 |

| 2 もっと高くてもよい(内訳) | | 3 もっと安いほうがよい(内訳) | |
|-----------------|-----|------------------|-----|
| 1,001~2,000円未満 | 1人 | 0円 | 1人 |
| 2,000~3,000円未満 | 27人 | 1~200円未満 | 2人 |
| 3,000~4,000円未満 | 3人 | 200~400円未満 | 0人 |
| 4,000~5,000円未満 | 0人 | 400~600円未満 | 6人 |
| 5,000円以上 | 2人 | 600~800円未満 | 0人 |
| 無回答 | 11人 | 800~1,000円未満 | 0人 |
| 計 | 44人 | 無回答 | 11人 |
| | | 計 | 20人 |



税負担額については、現状のままでよいとする者が70.9%で、もっと高くてもよい又はもっと安い方がよいとした者は、いずれも10%未満となっている。

「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について

令和2年3月

いわての森林づくり県民税事業評価委員会

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| はじめに..... | 1 |
| 1 これまでの取組の評価..... | 2 |
| 2 森林・林業を取り巻く情勢の変化..... | 7 |
| 3 県民等からの意見・提言..... | 12 |
| 4 森林環境譲与税といわての森林づくり県民税の関係性..... | 15 |
| 5 第3期終了後の県民税の基本的方向（提言）..... | 17 |

はじめに

いわての森林づくり県民税を活用した事業の実施に際して、審査・評価や、施策に関する提言を行うことを目的に、第三者機関として「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」が設置されています。

岩手県では、すべての県民が森林から様々な恩恵を受けており、森林は公共的な財産であるという観点に立ち、森林の公益的機能を維持、増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、県民の理解と協力の下に、平成 18 年度から 22 年度までを期間とした「いわての森林づくり県民税」制度を創設し、各種施策を実施してきました。

さらに、平成 23 年度から 27 年度までを第 2 期として、平成 28 年度から令和 2 年度までを第 3 期として、節目節目で事業内容を見直しながら、森林環境の保全に係る施策を継続して実施してきました。

当委員会では、今般、これまでの県民税を活用した事業の成果を評価するとともに、県民アンケート調査の結果、県民や県議会からの御意見、さらには森林・林業を取り巻く最近の情勢等を踏まえ、「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について取りまとめ、提言します。

1 これまでの取組の評価

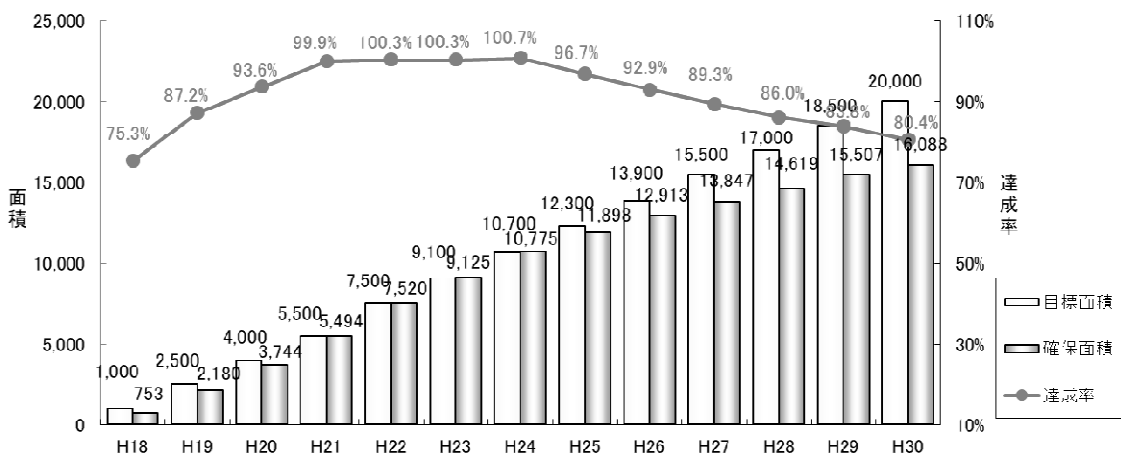
(1) 環境重視の森林づくり

ア いわて環境の森整備事業

実績

- (ア) 水源の涵養や県土の保全等の森林の公益的機能の維持・増進を図るため、公益上重要で、緊急に整備する必要のある森林について、針葉樹と広葉樹で構成される針広混交林に誘導する強度間伐を平成 18 年度の事業開始から平成 30 年度までの 13 年間で、計画面積 20,000ha に対して、16,088ha の事業対象森林において実施しました。
- (イ) 第 2 期（平成 24 年度）から、松くい虫被害先端地域における被害の拡大防止のため、混交林誘導伐とあわせた被害木の駆除を行い、平成 24 年度に 7ha 実施しました。
- (ウ) 第 3 期（平成 28 年度）から新たに、アカマツ林の広葉樹林化を進めるため、松くい虫被害まん延地域の景勝地、主要道路及び公共施設の周辺において、枯損木等の伐採を平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間で、約 14ha 実施しました。
- (エ) また、同時にナラ枯れ被害に強い若い森林へ更新し、ナラ枯れ被害の拡大予防を図るため、ナラ枯れ被害の周辺地域において、被害を受けやすい高齢・大径木林を伐採利用を平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間で、約 21ha 実施しました。
- (オ) 同じく、第 3 期から事業メニューに追加した、裸地等の森林への移行が困難課題箇所への植栽については、これまでの実績はありませんでした。

○ いわて環境の森整備事業の施工地確保面積の推移



評価

- (ア) これまで放置されていた森林が着実に整備されたことによって、水源かん養や土砂流出防止等の公益的機能が発揮されていますが、近年は、事業計画どおりに進んでいない状況です。

このため、第3期の期間で実施できなかった箇所や、手入れが行われず間伐が必要な箇所など、管理不十分な森林が存在することから、公益的機能の維持・増進を図るための森林整備に取り組むとともに、公益林を適切に管理するための路網整備を行う必要があります。

(イ) 松くい虫被害は拡大傾向にあることから、被害先端地域では、被害木の徹底駆除に取り組む必要があります。

被害まん延地域では、枯損木に加え、健全木も併せて伐採し、木材の有効利用と被害拡大の防止対策を同時に行う、樹種転換を進めていく必要があります。

(ウ) ナラ枯れ被害の周辺地域では、被害を受けやすい高齢大径のナラ林について、被害木を含めて伐採利用し、被害に強い若い森林へ更新していく必要があります。

(エ) 県内には、人工林の伐採跡地で再生林がされていない箇所が存在していることから、公益的機能の発揮が求められる箇所での植栽が進むよう取り組んでいく必要があります。

【参考】平成18年度～30年度事業実施の効果（試算）

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。

「いわて環境の森整備事業」で整備した森林のうち、評価が可能な一部の機能について、「林野公共事業における事前評価マニュアル(林野庁)」を用いて試算した結果は次のとおりです。

(1) 整備した森林(16,088ha)による効果 …… 約741億円の効果

① 水源かん養機能の向上 …… 約610億円の効果 ※1

⇒ 約1,100万kℓの水資源を新たに貯留

[⇒ 約11万3千人の年間生活用水量に相当]

※1：ダムによる洪水調整や水道代金等のコストで代替した場合

② 土砂流出防止機能の向上 …… 約99億円の効果 ※2

⇒ 年間30万m³の土砂流出を抑止

[⇒ 年間あたり、小学校の25mプール802杯分の土砂に相当]

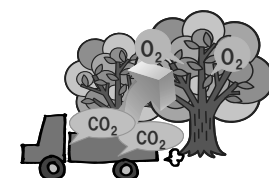
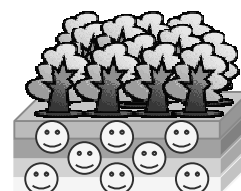
※2：ダムによる土砂を保全するコストで代替した場合

③ 二酸化炭素吸収効果 …… 約32億円の効果 ※3

⇒ 37,200t/年の二酸化炭素を吸収

[⇒ 自家用車 約1万6千台が1年間に排出するCO₂の量に相当]

※3：火力発電所で二酸化炭素を分離回収するコストで代替した場合



(2) 雇用の創出による山村地域の活性化

森林の間伐作業は、ほとんどが人力作業により行われるため、事業の実施は2,132人(年間164人)に相当する雇用創出につながると推定され、山村地域の活性化が図られています。



(2) 森林との共生

ア 県民参加の森林づくり促進事業

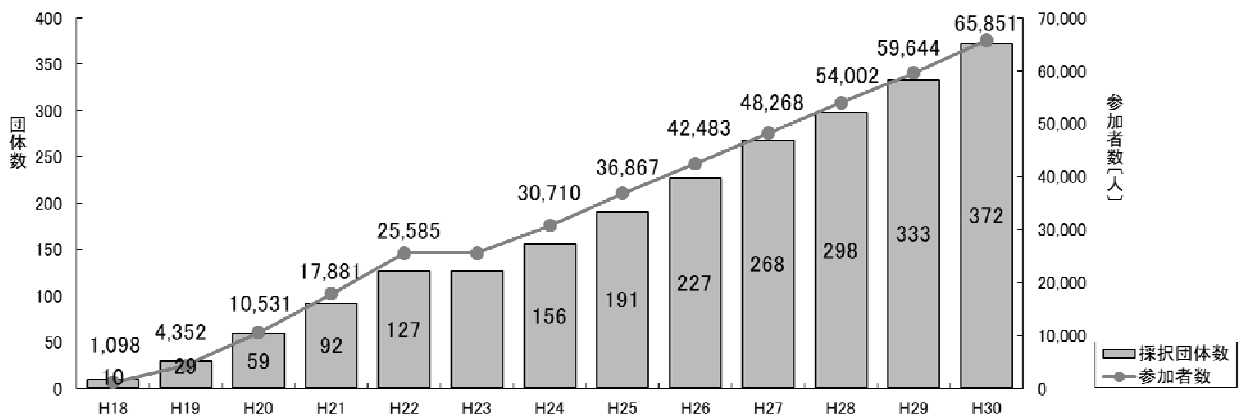
実績

(ア) 地域住民や各種団体等が主体的に取り組む、森林づくり活動や森林の手入れを行う人材育成活動を支援することにより、県民の森林づくりへの参画を促進しました。また、森林環境学習や広く県民が利用する施設への県産木材・木製品の整備等を通じ、森林環境保全に対する県民の理解の醸成を図りました。

(イ) 平成 18 年度の事業開始から平成 30 年度までの 13 年間（平成 23 年度は東日本大震災津波の影響で休止）で、活動団体数は延べ 372 団体、活動参加者では、延べ 65,851 人の県民が森林づくりに参画しました。

(ウ) 平成 29 年度から新たに、地域住民等が共同で行う森林整備活動の取組を支援する国の「森林・山村多面的機能発揮対策事業」を県民参加の森林づくり促進事業に加え、平成 30 年度までの 2 年間で、さらに延べ 181 団体が里山林整備活動等を実施しました。

○ 県民参加の森林づくり促進事業実績（森林・山村多面的機能発揮対策事業を除く）



(エ) 県民参加による森林づくりを推進し、植樹や育樹活動を行い、森林の恵みに感謝する行事として、平成 19 年度から「いわての森林の感謝祭」を開催（平成 23 年度は東日本大震災津波の影響で中止）してきました。



平成 30 年度 宮古市開催



令和元年度 大船渡市開催

評価

(ア) これまで、継続して多様な活動を全県で支援したことにより、活動団体数・参加者数ともに着実に増加しており、森林環境保全に対する県民の参画が進んでい

ます。

- (イ) 引き続き、県民の多様なニーズを踏まえた事業を展開するとともに、事業の普及と県民が直接参加するイベント等による積極的な情報発信を強化することが必要です。

イ いわて森のゼミナール推進事業

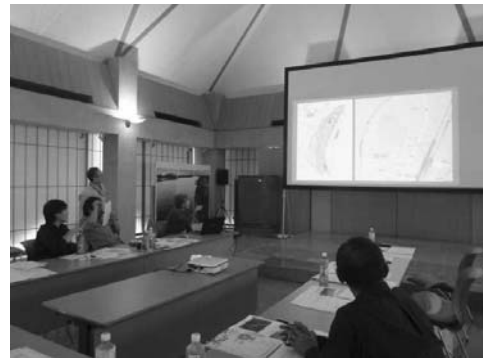
実績

- (ア) 本県の森林を良好な状態で次の世代に引き継ぐためには、森林に対する理解の醸成が不可欠であることから、児童・生徒をはじめ広く県民を対象に森林・林業に関して学習する機会を提供しました。

- (イ) 平成 20 年度から開始した児童・生徒を対象とする「森林学習会」には、これまでに延べ 227 校 6,513 人が参加しているほか、平成 22 年度から開始した地域の自発的な森林環境学習の取組を支援する「森の実践ゼミナール」には、地域活動をリードする指導者や自主的に活動する地域住民など延べ 791 人が参加しました。



久慈市 夏井小学校（森林学習会）



指導者研修会（森の実践ゼミナール）

評価

- (ア) 「森林学習会」では、多くの児童・生徒から「森林に興味を持った」、「森林について調べたい」などの感想が寄せられているほか、事業を実施した学校からは「来年も実施したい」との要望が多く寄せられています。

この事業を実施している学校は小規模校が多いことから、大規模校などへ、さらに活動を展開していくことが必要です。

- (イ) 「森の実践ゼミナール」では、活動プラン作成の支援を受けた地域住民が「県民参加の森林づくり促進事業」や「森林・山村多面的機能発揮対策事業」を活用して、里山林の整備等に取り組んでおり、引き続き、活動プランの実現に向けて支援を継続することが必要です。

ウ いわて森林づくり普及啓発事業

実績

- (ア) 森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、テレビ・ラジオCM、新聞広告、パンフレット等の多様な手法で情報

発信し、県民の森林づくりに係る関心を高めるとともに、「いわての森林づくり県民税」の認知度向上に努めました。

(イ) 令和2年1月に実施した「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査」では、「いわての森林づくり県民税」の認知度は、40.3%となりました。

評価

(ア) 第2期からの重点事項として、県民税の認知度向上に取り組んできましたが、目標の70%には届いていない状況です。

(イ) 県民等の認知度向上や森林環境保全に対する理解を広く得ていくための取組が必要です。

(2) いわての森林づくり基金の残高

実績

東日本大震災津波の発災以降、県内の林業事業者は、復興工事に伴う支障木伐採や、国産材の需要拡大に伴う主伐の増加により、間伐を担う作業員を確保しにくい状況が続いていました。

このため、「いわて環境の森整備事業」の施工面積は、平成25年度頃から減少傾向で推移しており、いわての森林づくり基金の取崩額が税収（基金積立額）を下回る状態が続いた結果、平成30年度末現在の基金残高は、約22億5千万円となりました。

評価

基金残高の発生は、「いわて環境の森整備事業」が計画どおりに事業実施できなかったことが原因であることから、森林の公益的機能の維持・増進を図るため、引き続き積極的に公益的機能の発揮が求められる森林の整備に取り組む必要があります。

2 森林・林業を取り巻く情勢の変化

(1) 社会情勢の変化

ア 平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、2016 年から 2030 年までの間に取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が盛り込まれました。

「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、持続可能な森林経営の推進が重要なターゲットとなっており、本県の豊かな森林環境を良好な状態で次の世代に引き継ぐことを目的とする「いわての森林づくり県民税」の考え方と相通じるものとなっています。

イ 一方、日本の人口は、平成 20 年の約 1 億 2,800 万人をピークとして、減少局面に入っており、特に森林・林業を支える山村は、高齢化・人口減少等が他地域に先駆けて進行し、集落機能を維持することが困難な地域もあるなど、厳しい状況に置かれています。

ウ このような中、森林の有する水源かん養や県土保全等の公益的機能の維持増進と持続的な発揮に資するための取組の重要性は一層高まっています。

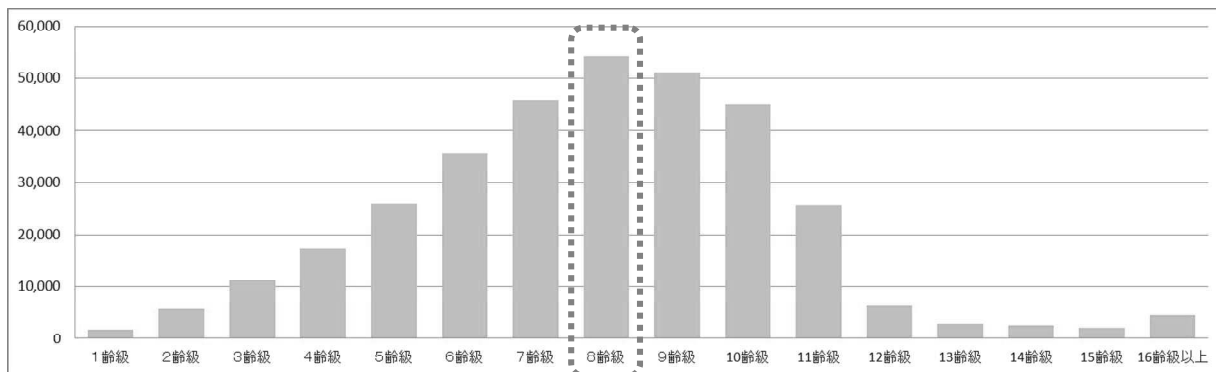
(2) 森林を取り巻く情勢の変化

ア 森林資源の高齢級化（本格的な利用期へ）

(ア) 民有林の人工林の齢級構成は、平成 18 年度は 8 齢級 (36～40 年生) がピークでしたが、平成 29 年度は 10 齢級 (46～50 年生) がピークとなり、高齢級化に伴って、利用期を迎えています。

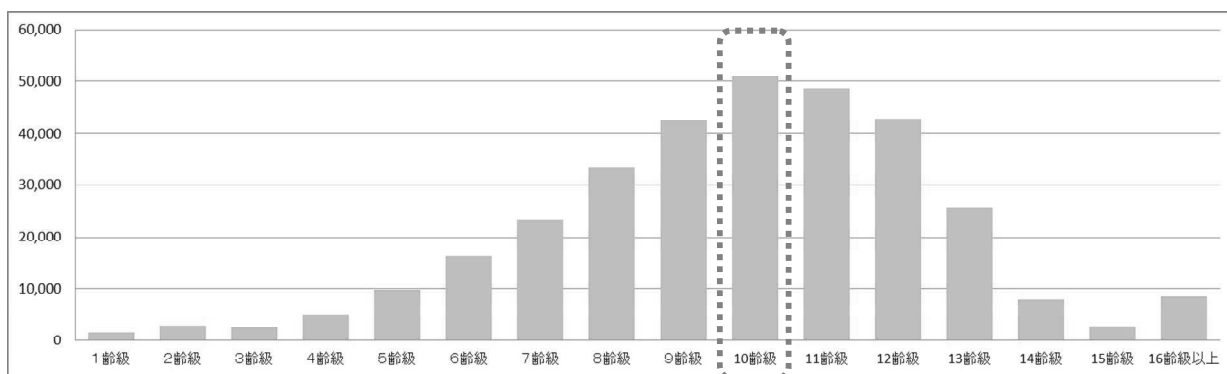
(イ) 近年は、国産材需要の高まりや、高性能林業機械の導入等による素材生産体制の強化により、伐採面積は増加基調にあります。再造林率は約 4 割にとどまるなど、森林の適切な更新を図る必要があります。

○ 平成 18 年度民有林針葉樹人工林齢級別面積（県民税創設時）（単位：ha）



↓ 齢級構成のピーク 8 年齢級 → 10 年齢級

○ 平成 29 年度民有林針葉樹人工林齢級別面積（単位：ha）



イ 森林被害の増加

(ア) 気象災害による被害

近年、県内各地において、度重なる台風や大雨災害などに見舞われ、土砂流出の防止や水源かん養などの多面的な機能を有する森林の整備と保全の重要性が一層高まっていることから、災害に強い県土づくりのため、健全な森林を育成していく必要があります。

(イ) 松くい虫被害

昭和 54 年に一関市で初めて被害が確認されて以降、徐々に被害が北上してきました。平成 20 年以降は、被害量は減少ないし横ばいで推移しているものの、被害区域は拡大しており、平成 30 年度末時点で、内陸部は一戸町、沿岸部では釜石市で被害が確認されています。

とりわけ、平成 29 年度初めて被害が確認された一户町から、県北のアカマツ地帯への広がりが懸念されることから、監視体制の強化による潜在被害木も含めた徹底駆除が必要です。

被害まん延地域では、松林の樹種転換により将来的な感染源を減らすとともに、景観を損ねたり、人身や施設に加害する恐れの高い枯損木を速やかに処理する必要があります。

○ 松くい虫被害発生市町村の推移

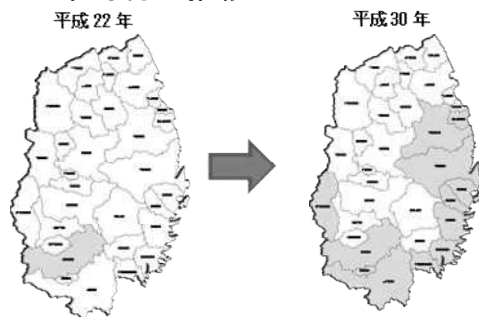


(ウ) ナラ枯れ被害

平成 22 年に奥州市で初めて確認されて以降、内陸部では、一関市、平泉町、西和賀町で被害が確認されています。沿岸部では、平成 25 年に大船渡市で被害が確認されて以降、急速に北上し、平成 30 年度時点で、田野畑村から陸前高田市までの市町村で被害が確認されています。

伐倒くん蒸と併せ、被害を受けやすい高齢大径のナラ林については、積極的に伐採利用して、被害に強い森林への更新を促進する必要があります。

○ ナラ枯れ被害発生市町村の推移

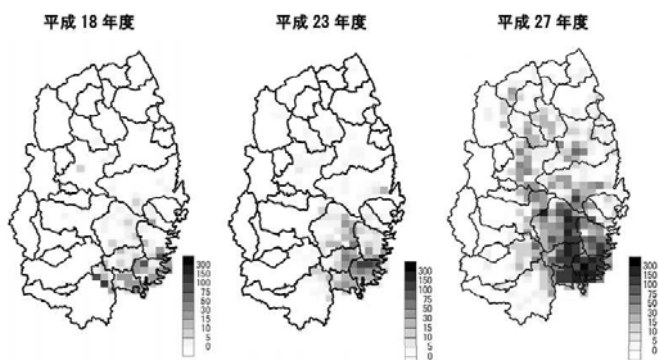


(エ) シカ被害

ホンシュウジカは、平成 18 年度は沿岸南部を中心に生息していましたが、平成 27 年度には秋田県境に位置する一部の市町村を除き県内の全域で捕獲されていることから、現在では、県内のほぼ全域に生息していると考えられます。

防護柵や忌避剤散布、食害防止チューブの設置などにより、シカ被害の対策を適切に行っていく必要があります。

○ ホンシュウジカ生息域の推移



【出典】岩手県第5次シカ管理計画（岩手県環境生活部自然保護課）より抜粋

(オ) 林野火災被害

林野火災発生状況は、数年毎に大規模な火災が発生しています。発生原因は、野焼き、たき火等の人為的な原因が多くを占め、春先は山菜取りなどの入山者も増加することから、農家や入山者へ注意喚起を行う必要があります。

また、火災が発生した場合、初期消火活動や復旧に資する路網を整備する必要があります。

○ 林野火災発生状況

(単位：件、ha)

| 年次 | H18 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----|------|--------|-------|-------|--------|-------|
| 件数 | 26 | 46 | 51 | 59 | 44 | 33 |
| 面積 | 4.66 | 146.49 | 28.52 | 10.11 | 423.58 | 57.24 |

(3) 国の施策の変化

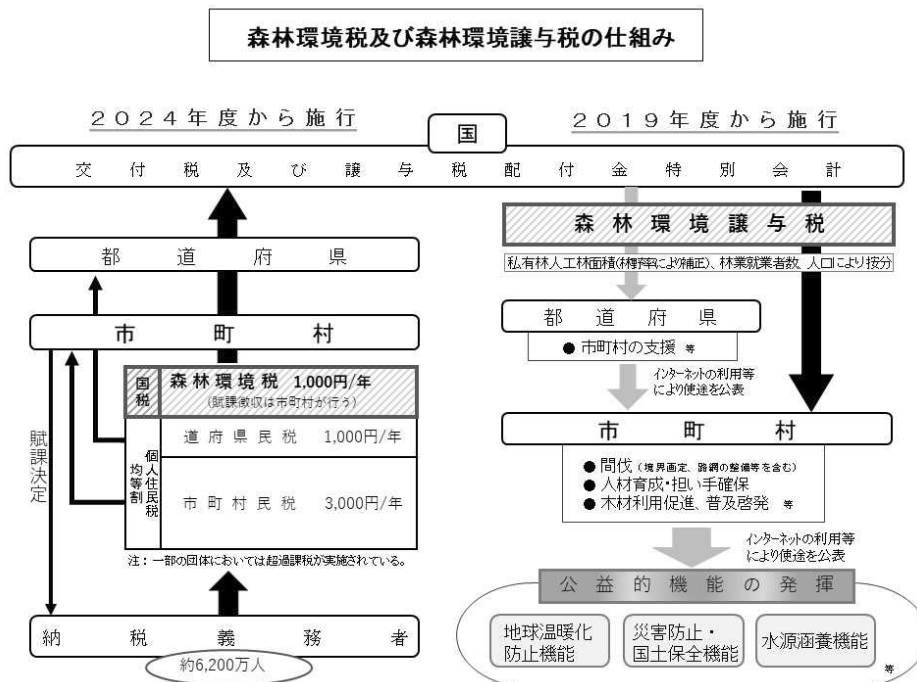
ア 森林経営管理制度の創設

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のため、平成30年5月に「森林経営管理法」が成立し、新たな森林管理システム（森林経営管理制度）がスタートしました。

イ 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

市町村が実施する森林整備等の財源として、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和元年度から、市町村や県に対して「森林環境譲与税」の譲与が開始されています。

○ 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

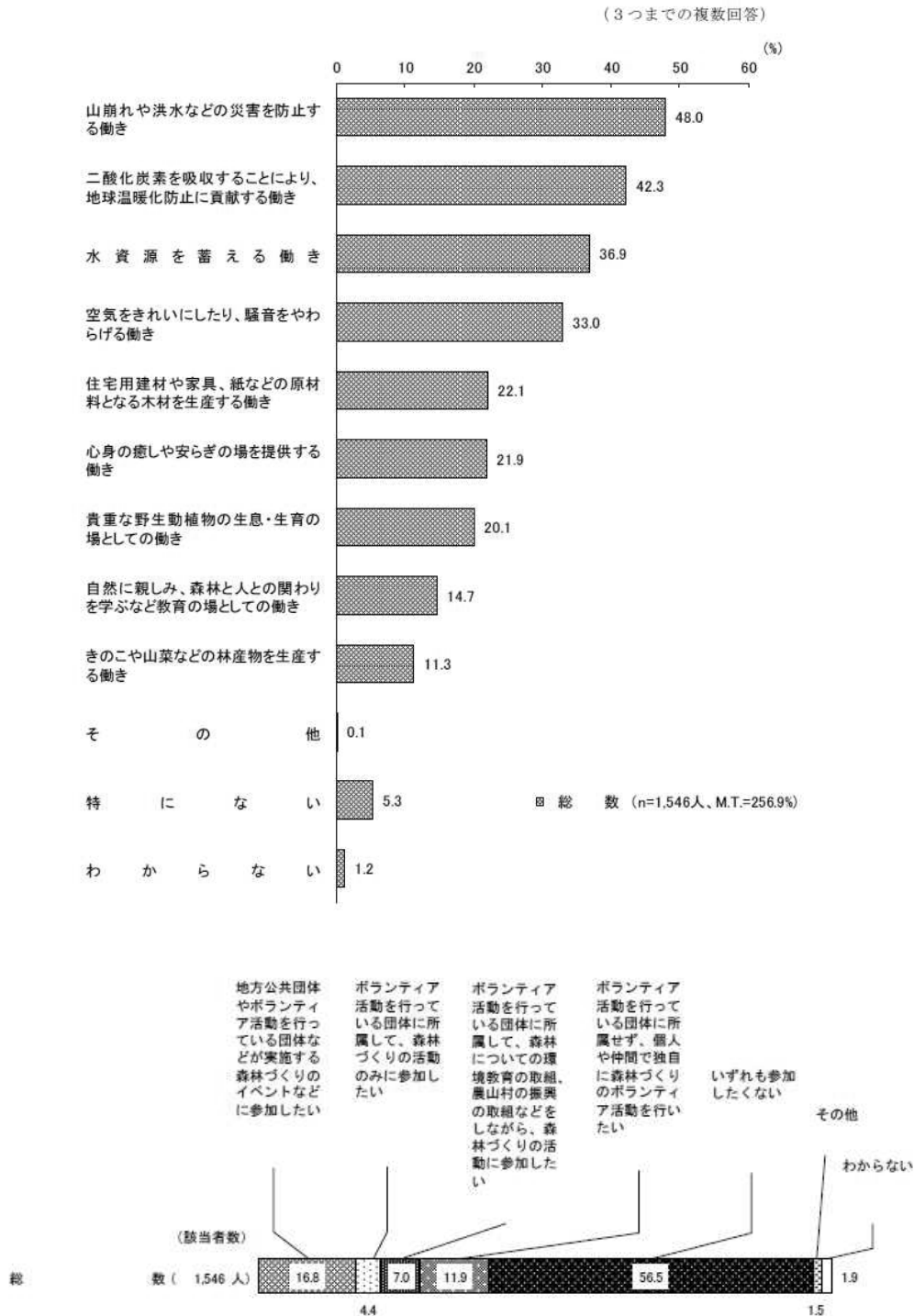


(4) 森林に対する国民の意識

内閣府が令和元年10月に行った「森林と生活に関する世論調査」によれば、森林に期待する働きとして、48%が「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」、42%が「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」を選択しています。

一方、森林づくりのボランティア活動については、57%が「参加したくない」と回答しており、本県の豊かな森林環境を県民みんなで支えるためには、県民が森林づくり活動へ進んで参画するような働きかけを行う必要があります。

○ 内閣府「森林と生活に関する世論調査」結果（令和元年10月）



3 県民等からの意見・提言

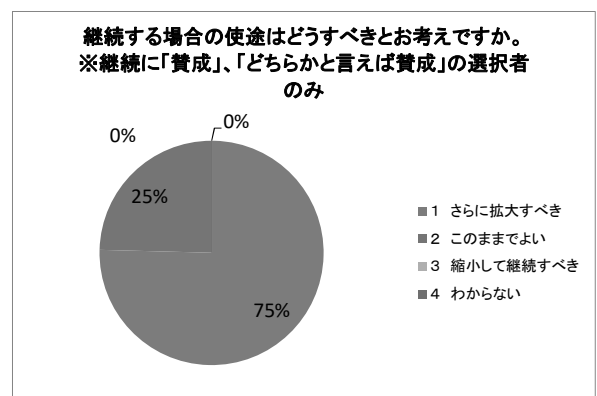
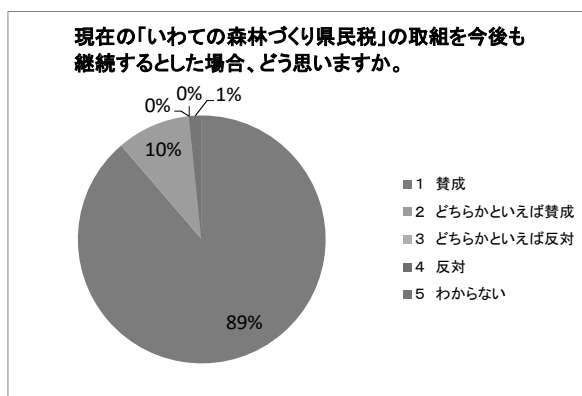
(1) 県民

ア 県民懇談会の結果

「いわての森林づくり県民税」の今後の方向性について、広く県民や関係団体等から意見を伺うため、令和元年10月に県内4箇所で開催しました。

懇談会では、「今後の継続を希望する意見」が多数寄せられたほか、「作業道や再造林などへの用途拡大」、「いわて環境の森整備事業の補助要件の緩和」、「国の森林環境税との違いについて丁寧な説明が必要」等の意見をいただきました。

○ 県民懇談会の概要



【主な意見】

- ・ 環境の森整備事業は、山がきれいになり、所有者から喜ばれる。まだ間伐が必要などところがあるので、より内容を充実させて継続してほしい。
- ・ 県民が参加して行う岩手の豊かな森林づくりのための事業なので、継続してほしい。
- ・ 国の森林環境税は、森林管理制度に基づく林業生産活動が目的なのであれば、県民税は、公益上重要な森林の整備、里山等の景観保全、倒木等による災害対策などの森林環境の保全を目的に進めていけばよい。

イ アンケート調査の結果等

「いわての森林づくり県民税」の今後の方向性について、県民の意向を明らかにするため、令和2年1月、県民2,000名（無作為抽出）を対象に「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査」を実施しました。

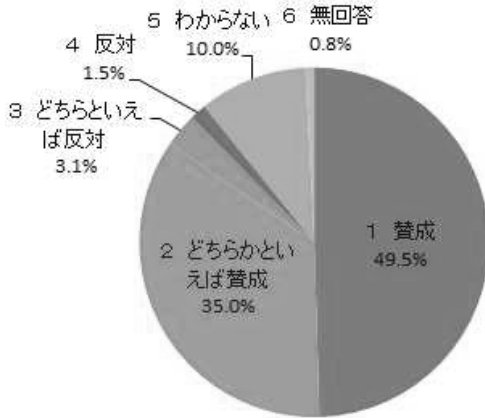
アンケート調査では、8割を超える方が継続に賛成し、令和3年度以降も県民税が継続する場合、その期間については、約6割の方が現状と同じ5年でよいと回答しました。課税額については、約7割の方が現状と同じ年間千円でよいと回答しました。

また、県議会では、再造林への支援や病害虫・鳥獣害被害対策、花粉症対策、森林公園の施設整備、木育等について、「いわての森林づくり県民税」の用途を拡大して対応すべきとの提言が出されています。

○ 県民アンケートの概要

【継続について】

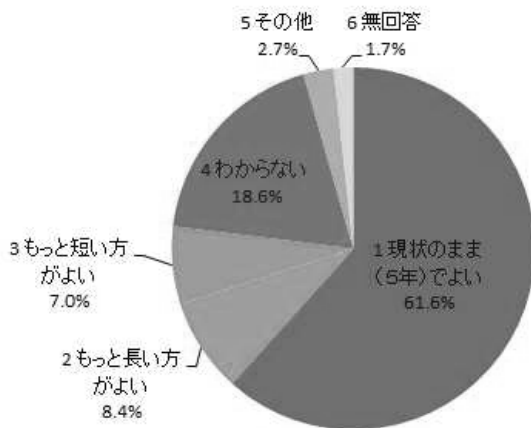
現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続とした場合、どう思いますか。



- ①現在の取組を今後も継続する場合に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」とした者は回答者の84.5%
- ②「反対」又は「どちらかといえば反対」とした者は4.6%
- ③「わからない」が10.0%の結果

【期間について】

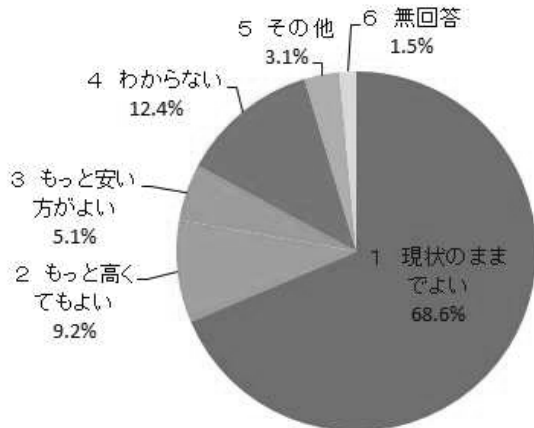
令和3年度以降、県民税を継続する場合、その期間についてどう思いますか。



- ①「現状のまま(5年)でよい」とした者は回答者の61.6%
- ②「もっと長い方がよい」とする者のうち、最も多い回答は「10年以上20年未満」の46人で、全回答者の5.3%の結果

【課税額について】

令和3年度以降継続する場合、その負担額についてどう思いますか。



- ①「現状のまま(1,000円)でよい」とした者は回答者の68.6%
- ②一方、「もっと安い方がよい」とした者は5.1%で、このうち最も多い回答は「500円以下」の29人で、全回答者の3.4%の結果

(2) 市町村

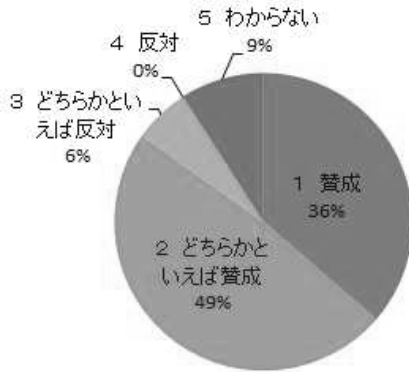
ア 「いわての森林づくり県民税」の今後の方向性について、市町村の意向を明らかにするため、「いわての森林づくりに係る市町村アンケート調査」を実施しました。

アンケート調査では、「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続することについて、「約9割の市町村が賛成」となっています。

また、使途については、間伐による森林環境の整備、苗木の植栽、作業道等の整備、病虫害対策、担い手育成、県産木材の利用促進については、5割を超える市町村が取り組むべきと回答しています。

○ 市町村アンケートの概要

現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続するとした場合、どう思いますか。



【主な意見】

・ 森林環境譲与税の譲与をもってこれまで県民税を活用して実施してきた事業を行うことは、予算的に十分ではなく、専門的知識をもつ職員が不足している市町村では対応が困難である。

よって、岩手県の森林整備の促進のためには、既存の事業と森林環境譲与税を活用した新規事業を並行して行うことが必要ととらえているため、今後も「いわての森林づくり県民税」を存続させ、県民税を活用した事業を継続的に行っていただきますよう要望いたします。

(3) 団体

ア 県内の森林・林業関係団体で組織される岩手県森林・林業会議から、「いわての森林づくり県民税」を再造林へ活用することの要望が出されています。

○ 令和元年度森林・林業会議要望（抜粋）

1 再造林促進対策の推進について

(4) 「いわての森林づくり県民税」の再造林事業への活用

森林の有する公益的機能の継続発揮とともに、増大する国産材需要への対応を図っていくためには、循環型林業の確立が重要であり、間伐に加えて主伐後の再造林が確実に行われるよう、いわての森林づくり県民税の活用をお願いします。

4 森林環境譲与税といわての森林づくり県民税の関係性

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐等の森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に、また、県においては、「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

このため、これらの用途について、いわての森林づくり県民税と森林環境譲与税が両輪となって効率的に運用されるように考え方を整理する必要があります。

(1) 間伐等の森林整備

ア 森林環境譲与税

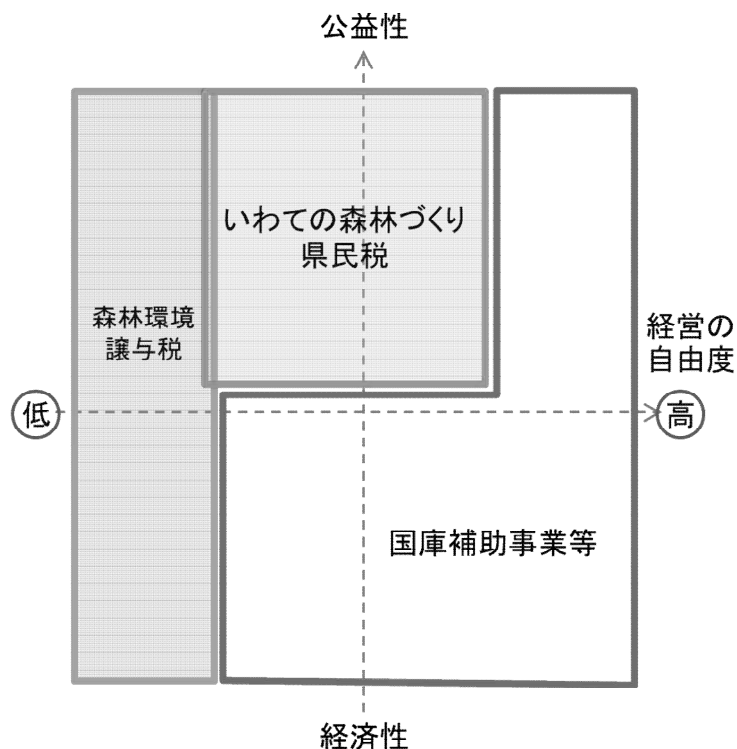
森林経営管理制度のもと、森林所有者が市町村へ経営管理を委託した森林において、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成等を図るために間伐等の森林整備を実施するものです。

イ いわての森林づくり県民税

公益上重要な人工林において、概ね5割の間伐を実施し、下層の植生を健全なものにするとともに、針広混交林へ誘導しようとするものです。

○ 森林環境譲与税といわての森林づくり県民税による森林整備のイメージ

整備が必要な森林について、公益性や、森林経営に対する所有者の意向の反映具合（自由度）によって、森林環境譲与税やいわての森林づくり県民税等の関係性を整理したイメージは次のとおりです。



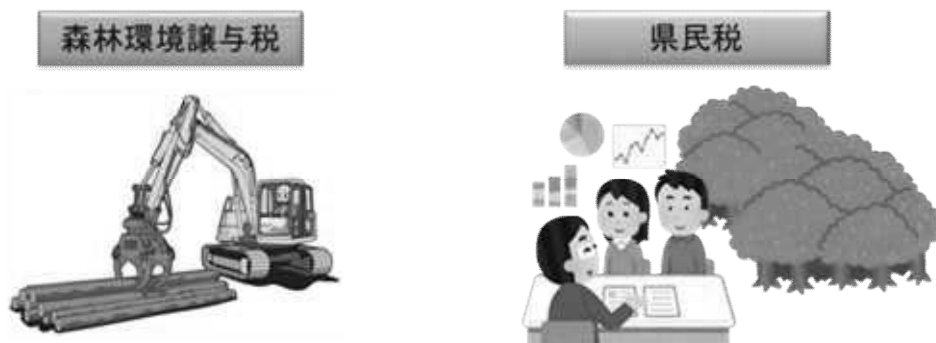
(2) 人材育成・担い手の確保

ア 森林環境譲与税

意欲と能力のある林業経営体や、林業アカデミーなどにおいて林業技術者を育成するものです。

イ いわたの森林づくり県民税

県民の森林整備への参加を促すため、新たに森林整備活動を行う個人や団体等を対象に森林施業等の研修活動を行い、ボランティアや NPO 等の多様な担い手を育成するものです。



(3) 木材利用の促進等

ア 森林環境譲与税

公共施設等の木造・木質化等、木材利用を促進するものです。

イ いわたの森林づくり県民税

森林環境保全に対する県民理解を醸成するため、木材への親しみや木の文化への理解を深めることを目的として、木育等の森林環境学習を進めるものです。



(4) その他、いわたの森林づくり県民税の用途で対応しているもの

いわたの森林づくり県民税では、次の取組に対応しています。

- ・ 松くい虫被害感染源の除去
- ・ ナラ枯れ被害を受けない若い広葉樹林への更新
- ・ アカマツ枯損木等の伐採
- ・ 森林づくりの県民参加の促進
- ・ 森林の役割等の普及啓発

5 第3期終了後の県民税の基本的方向（提言）

1 取組方向

【まとめ】

- 本県の森林の公益的機能を維持、増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、緊急に整備が必要な森林を解消するための取組と県民理解醸成の取組を引き続き進めるとともに、持続可能な森林整備等の新たな課題に対応していくため、今後も「いわての森林づくり県民税」を継続し、使途の拡大など施策の充実を図ることが必要です。
- 森林環境の保全に関する施策を充実させるため、県民の意向を尊重しつつ、現行と同じ課税負担額、課税期間とするとともに、基金残高の活用を図ることが必要です。（個人：年間千円、法人：資本金の額に応じ年間2千円から8万円、期間5年）

（1）緊急に整備が必要な森林の解消

平成18年度から令和2年度までの期間、本県民税を活用した針広混交林に誘導する間伐を実施してきていますが、第3期の期間で実施できなかった箇所や、手入れが行われず間伐が必要な箇所が存在しています。このまま整備を行わなければ、森林の公益的機能の発揮に支障をきたし、ひいては、県民の生活にも影響を及ぼすことが危惧されます。このことから、緊急に整備が必要な森林を解消するための取組を引き続き行っていく必要があります。

（2）新たな課題への対応

本県民税は、緊急に森林整備を行う必要性から制度を創設して15年が経過しており、創設当初と比較すると、森林資源の高齢級化によって主伐面積が増加しており、森林の適切な更新が課題となっています。

また、近年は大雨災害が多発しているほか、松くい虫やナラ枯れ、シカ等の被害が拡大しており、健全な森林の育成や、森林被害対策が一層重要になっています。

このことから、森林環境保全に係るこれまでの取組に加え、森林に対する県民等からの様々な期待や要請に応えていくため、持続可能な森林整備や、防災・減災対策、森林病虫害や野生動物被害への対策などの新たな課題に対応していくことが必要です。

（3）県民・市町村の意向

令和2年1月に実施した「いわての森林づくりに関する県民意識アンケート調査」では、森林に対して地球温暖化防止や災害を軽減する働きへの期待が多く、8割を超える県民が本県民税の継続に賛成と回答したほか、未植栽地などへの造林や森林病虫害対策等への使途拡充を望む意見が多く寄せられました。

また、令和3年度以降も県民税が継続する場合、その期間については、約6割の方が現状と同じ5年でよいと回答しました。課税額については、約7割の方が現状と同じ年間千円でよいと回答しました。

さらに、「いわての森林づくりに係る市町村アンケート調査」において、約9割の市町村が継続に賛成と回答しています。

(4) 基本的な考え方と施策（使途）の方向

本県民税の目的を継承するため、

- ① 森林整備を主体とした「環境重視の森林づくり」
- ② 県民理解の醸成などを中心とした「森林との共生」

の施策を充実させて展開することが必要です。

ア ①「環境重視の森林づくり」については、緊急に整備が必要な森林の早期解消を図るとともに、森林を取り巻く情勢の変化に適切に対応するための取組を拡充することが必要です。

イ ②「森林との共生」については、県民の森林に対する関心を高め、森林環境保全に対する県民の参画と理解を進める観点から、木材利用の普及に繋がる取組や、地域の森林整備を進める人材の育成等の取組を拡充することが必要です。

ウ 森林を取り巻く情勢の変化に対応するため、具体の施策を柔軟に見直していくことが必要です。

2 具体の施策（使途）

具体の施策については、上記1（4）を踏まえ、次の取組を行うことが必要です。

ア 環境重視の森林づくり

| 混交林誘導伐(強度間伐) | |
|---------------------------------------|---|
| ① 公益上重要な人工林の針広混交林への誘導〔継続・ 拡充 〕 | 引き続き「いわて環境の森整備事業」により、公益上重要で、緊急に整備する必要がある森林を針広混交林へ誘導し、水源のかん養や県土の保全等、森林の公益的機能の維持増進を図る必要があります。 なお、県民懇談会で意見のあった施工地面積や協定期間等の事業要件について見直しを検討する必要があります。 |
| 持続可能な森林整備(再造林等) | |
| ① 森林環境を保全する植栽〔継続・ 拡充 〕 | 森林資源の高齢級化によって主伐面積が増加しており、伐採跡地への植栽が重要な課題となっていることから、これまで、NPO や市町村に限定していた事業主体を拡充するなど、事業内容を見直したうえで継続する必要がある。 なお、植栽後に必要となる下刈りなどの保育管理の適切な実施についても考慮する必要があります。 また、多くの県民を悩ませているスギ花粉症対策として、花粉の少ない森林への転換を進めるため、他樹種への植替えや少花粉スギの種苗の安定供給を促進する必要があります。 |
| 森林被害対策 | |
| ① 森林病虫害対策〔継続・ 拡充 〕 | 森林の公益的機能の低下を招く松くい虫被害やナラ枯れ被害については、県民税を活用した被害対策を継続するとともに、被害に強い森林づくりを進めるための予防対策の充実を検討することが必要です。 |

| | |
|------------------------------|---|
| ② 気象災害を受けた森林の復旧 新規 | 近年多発している気象災害の被害森林において、公益的機能を早期に回復するため、被害木除去や植栽による復旧を支援する必要があります。 |
| ③ 獣害対策 新規 | シカ等による森林被害は、適切な森林整備の実施に深刻な影響を及ぼし、森林所有者の林業経営意欲を低下させるとともに、土壌流出等により森林の有する公益的機能の発揮が危ぶまれることから、獣害から森林を守るための食害防止柵の設置等を支援する必要があります。 |
| ④ 林野火災対策 新規 | 林野火災により森林が被害を受けると、その大切な機能が回復するまでに多大な年月とコストを要することから、林野火災予防活動等を支援する必要があります。 |
| ⑤ 公益林の整備や管理を行う路網整備 新規 | 公益上重要な未整備森林が奥地化し、計画的な整備が遅れていることから、公益林を適切に整備・管理するとともに、森林管理道としての役割を持つ路網整備を支援する必要があります。 |

イ 森林との共生

| | |
|---------------------------------|---|
| ① 地域住民等が取り組む森林づくり活動 〔継続〕 | 県民の森林づくりへの参画を促進するため、住民等による森林整備等の森林を守り育てる活動や、森林への関心を高めるための森林を学び活かす活動等、県民等が主体的に行う活動等について、引き続き支援する必要があります。 |
| ② 木材利用、木育の推進 〔継続・拡充〕 | 県産木材の温もりや心地よさの体感等を通して、木材利用の意義や森林づくりへの貢献などについて、理解を促進する取組を充実する必要があります。 |
| ③ 森林環境学習の展開 〔継続・拡充〕 | <p>広く県民を対象として、多様な森林・林業に関する学習機会を継続的に提供する必要があります。</p> <p>また、県内5箇所<small>の</small>森林公園について、それぞれの特徴を活かした利用を促進するため、森林教育のフィールドとしての機能強化を進める必要があります。</p> |
| ④ 普及啓発の強化 〔継続・拡充〕 | <p>森林環境保全に対する県民意識の醸成を進めるため、森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、引き続き多様な手法で情報を発信する必要があります。</p> <p>また、豊かな森林環境を次の世代に引継ぐため、森林整備の必要性を広く普及啓発することを目的としたイベント等を開催する必要があります。</p> |
| | |

〇いわての森林づくり県民税条例

平成17年12月15日条例第79号

改正

- 平成20年4月30日条例第34号
- 平成22年7月9日条例第29号
- 平成22年12月14日条例第57号
- 平成24年3月6日条例第2号
- 平成24年3月27日条例第25号
- 平成27年12月21日条例第75号

いわての森林づくり県民税条例をここに公布する。

いわての森林づくり県民税条例

(いわての森林づくり県民税)

第1条 県は、水源のかん養、県土の保全等の森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例としていわての森林づくり県民税を課する。

(個人の均等割の税率の特例)

第2条 平成18年度から平成32年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第32条の規定にかかわらず、同条に定める額にいわての森林づくり県民税額として1,000円を加算した額とする。

(法人の均等割の税率の特例)

第3条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第38条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、いわての森林づくり県民税額として当該同欄に定める額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第38条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「いわての森林づくり県民税条例（平成17年岩手県条例第79号）第3条第1項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(個人の県民税の非課税の廃止に伴う経過措置)
- 2 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成17年岩手県条例第50号）の次の表の左欄に掲げる規定の適用がある場合における第2条の規定の適用については、同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|----------|--|
| 附則第2条第2項 | 県税条例第32条 | 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成17年岩手県条例第50号）附則第2条第2項の規定により読み替えて適用される県税条例第32条（以下「読替え後の県税条例第32条」という。） |
| | 同条 | 読替え後の県税条例第32条 |
| | 1,000円 | 300円 |
| 附則第2条第4項 | 県税条例第32条 | 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成17年岩手県条例第50号）附則第2条第4項の規定により読み替えて適用される県税条例第32条（以下「読替え後の県税条例第32条」という。） |
| | 同条 | 読替え後の県税条例第32条 |
| | 1,000円 | 600円 |

(個人の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第9条の2の規定の適用がある場合における第2条の規定の適用については、同条中「第32条」とあるのは、「附則第9条の2」とする。

(法人の均等割の税率の特例の適用除外)

4 第3条第1項の規定は、県税条例附則第20条第1項の規定の適用を受ける者については、適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下「平成20年改正法」という。）の公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(いわての森林づくり県民税条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 前条の規定による改正後のいわての森林づくり県民税条例第3条第1項の規定は、平成20年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

